朝日町障害者計画(第5期)朝日町障害福祉計画(第7期)朝日町障害児福祉計画(第3期)

令和6年3月 朝日町

目次

| 第1草 | 計画策定にあたって | 1 |
|------------------------------|---|--|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 障害者制度の変遷 | 2 |
| 3 | 計画の位置づけ | 3 |
| 4 | 障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係 | 4 |
| 5 | 計画の期間 | 5 |
| 6 | 計画の策定体制 | 5 |
| 7 | 計画の対象者 | . 15 |
| 第2章 | 障がい者を取り巻く状況 | 17 |
| 1 | 人口の推移 | . 17 |
| 2 | 障害者手帳所持者の状況 | . 18 |
| 第3章 | 朝日町障害者計画(第5期) | 23 |
| 1 | 基本理念 | . 23 |
| 2 | 基本目標 | . 24 |
| 3 | 施策の体系 | . 27 |
| 4 | 施策の内容 | . 28 |
| 第4章 | 朝日町障害福祉計画(第7期)・ 朝日町障害児福祉計画(第3期) | 73 |
| 1 | 障害福祉サービス等の体系図 | . 73 |
| 2 | 障害福祉計画 (第6期)・障害児福祉計画 (第2期) における成果目標と実績 (評 | /価) |
| | | . 74 |
| 3 | 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)における成果目標 | . 84 |
| 4 | 障害福祉サービスの量の見込みと提供体制確保の方策 | . 95 |
| 5 | 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策 | . 103 |
| 6 | 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策 | . 110 |
| 第5章 | 計画の推進に向けて | . 113 |
| 1 | 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進 | . 113 |
| 2 | | |
| _ | 関係機関等の連携 | . 113 |
| 3 | 関係機関等の連携 | |
| 3 | | . 113 |
| 3 | 関係機関等の連携計画の評価・進捗管理 SDGs(持続可能な開発目標)への対応 | . 113 . 114 |
| 3 4 | 関係機関等の連携計画の評価・進捗管理 SDGs (持続可能な開発目標)への対応 | . 113 . 114 . 115 |
| 3 4 資料編 | 関係機関等の連携計画の評価・進捗管理SDGs(持続可能な開発目標)への対応 | . 113 . 114 . 115 . 115 |
| 3 4 資料編 1 2 | 関係機関等の連携計画の評価・進捗管理 SDGs(持続可能な開発目標)への対応 令和5年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制 朝日町障害者計画(第5期)・朝日町障害福祉計画(第7期)・朝日町障害児福 (第3期) 策定の経過 | . 113 . 114 . 115 . 115 . 116 |
| 3 4 資料編 1 2 | 関係機関等の連携. 計画の評価・進捗管理. SDGs (持続可能な開発目標) への対応. 令和5年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制. 朝日町障害者計画 (第5期)・朝日町障害福祉計画 (第7期)・朝日町障害児福 | . 113 . 114 . 115 . 115 . 116 |
| 3 4 資料編 1 2 画 | 関係機関等の連携計画の評価・進捗管理 SDGs(持続可能な開発目標)への対応 令和5年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制 朝日町障害者計画(第5期)・朝日町障害福祉計画(第7期)・朝日町障害児福 (第3期) 策定の経過 | . 113 . 114 . 115 . 115 . 116 . 118 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)の批准に向けた国内法の整備を進め、平成23年に改正した「障害者基本法」では、障がいのある人の定義を見直すとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念を盛り込みました。

また、平成24年6月には従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)に改正し、難病患者を障害福祉の対象に含めるなど制度改正を推進しています。さらに平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が成立し、平成28年4月から施行されています。

これら一連の法整備などを経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准されるなど、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年3月には、国における障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画(第5次)」(以下「国の基本計画」)という。)が策定され、障がい者施策の充実と多様化が進んでいます。

本町では、これらのような障がいのある人を取り巻く動向に留意しながら、平成30年3月に「朝日町障害者計画(第4期)」を策定し、「あったかい さーびすがある! ひとがやさしいあさひちょう!!」を基本理念に掲げ、障害者施策を総合的に推進するとともに、令和3年3月には「朝日町障害福祉計画(第6期)・朝日町障害児福祉計画(第2期)」を策定し、障害福祉サービスの充実・強化を図っています。

令和5年度末をもって「朝日町障害者計画(第4期)・朝日町障害福祉計画(第6期)・朝日町障害児福祉計画(第2期)」が終了することから、国の障害者制度改革の動きをはじめ、障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨、これに基づき国が策定する基本指針を踏まえ、本町における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービスの量的・質的充実を一層図るため、「朝日町障害者計画(第5期)・朝日町障害福祉計画(第7期)・朝日町障害児福祉計画(第3期)」(以下「本計画」という。)として、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2 障害者制度の変遷

| 年度 | 国の主な流れ | 内容 |
|------|--|--|
| H15 | 支援費制度の導入 (平成15年4月1日) | 従来の措置制度から転換し、障害者の自己決定に基づいた サービスの利用ができるようになる。 |
| | 第2次障害者基本計画 | 平成15~24年度までの10年間を計画期間とする。 |
| H18 | 障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日) | 障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始ま る。利用者負担が応益負担となる。 |
| 1116 | 教育基本法改正·施行 (平成18年12月22日) | 教育基本法に障害者について必要な支援を講ずる旨の規定 が盛り込まれる。 |
| H19 | 障害者権利条約署名 (平成19年9月28日) | 障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。 |
| H23 | 障害者基本法改正·施行 (平成23年8月5日) | 目的規定や障害者の定義等が見直される。 |
| | 改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日) | 障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。 |
| H24 | 改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日) | 利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の 充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。 |
| | 障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日) | 障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。 |
| | 障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日) | 国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。 |
| H25 | 障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日) | 法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲の拡大等が規定される。 |
| | 第3次障害者基本計画 | 平成25~29年度までの概ね5年間を計画期間とする。 |
| | 障害者権利条約批准 (平成26年1月20日) | 障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に 寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じ ることになる。 |
| H28 | 改正障害者雇用促進法施行 (平成 28 年4月1日) | 差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決 援助等が規定される。 |
| П20 | 障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日) | 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について 規定される。 |
| | 第4次障害者基本計画 | 平成30年度~令和4年度までの5年間を計画期間とする。 |
| H30 | 改正障害者総合支援法及び改正児童福 社法施行 (平成30年4月1日) | 自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が 創設される。 |
| | 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日) | 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定される。 |
| R1 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進 に関する法律施行 (令和元年6月28日) | 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 するために、国等の責務や基本的施策について規定される。 |
| R2 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑 化に関する法律施行 (令和2年12月1日) | 聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に規定される。 |
| R3 | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 (令和3年9月18日) | 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の 離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができ る社会の実現に寄与するために制定される。 |
| R4 | 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律公布・施行(令和4年5月25日) | 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定される。 |

[※]法律の施行日については、主な内容のものを記述

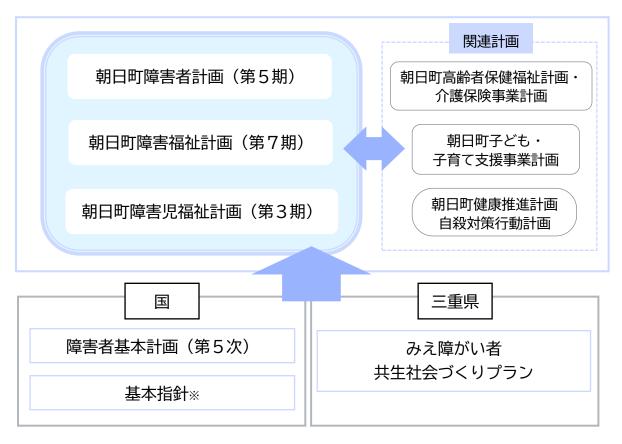
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「朝日町障害者計画(第5期)」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「朝日町障害福祉計画(第7期)」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「朝日町障害児福祉計画(第3期)」を一体的に策定したものです。

「朝日町障害者計画(第5期)」は、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画、「朝日町障害福祉計画(第7期)」及び「朝日町障害児福祉計画(第3期)」は、障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと提供体制確保に関する計画として、朝日町の障害者施策の総合的な推進を目指します。

また、本計画は、国及び三重県が策定した関連計画や、朝日町が進めるまちづくりの基本指針である「総合計画」等の関連計画との整合性にも配慮して策定しています。

第6次朝日町総合計画 みんなで創る **あ**かるい未来 **さ**さえ合い **ひ**とみ輝く 朝日町



※基本指針とは、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことをいう。

4 障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

| 項目 | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|------|--|---|---|
| 名 称 | 朝日町障害者計画(第5期) | 朝日町障害福祉計画(第7期) | 朝日町障害児福祉計画(第3期) |
| 根拠法令 | 障害者基本法 (第11条第3項) | 障害者総合支援法 (第88条第1項) | 児童福祉法 (第33条の20第1項) |
| 性格 | 障害者施策に関する基本的な事 項を定める中長期の計画 (基本計画的) | 障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的) | 児童福祉法に基づくサービスの 見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的) |
| 計画期間 | 6年 | 3年 | 3年 |
| 備考 | 策定義務(平成19年度〜) [平成18年度以前は努力規定] | 策定義務 (平成18年度~) | 策定義務 (平成30年度~) |

■市町村障害者計画の法的根拠

[障害者基本法 第11条第3項]

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■市町村障害福祉計画の法的根拠

[障害者総合支援法 第88条第1項]

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく 業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■市町村障害児福祉計画の法的根拠

[児童福祉法 第33条の20第1項]

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

5 計画の期間

| 年度 | 平成 3 0 | 31 | 令和 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|------------|-----------|-------|---------|----|------|---|----|------|-----|----|----|----|
| 朝日町障害者計画 | | | 第4期 | 計画 | | | | | 第5期 | 計画 | | |
| 朝日町障害福祉計画 | 第: | 5期計画 | | 第6 | 5期計画 | | 第' | 7期計画 | | | | |
| 朝日町障害児福祉計画 | 第 | 1 期計画 | | 第2 | 2期計画 | ī | 第: | 3期計画 | | · | | |

6 計画の策定体制

(1)朝日町障害者福祉計画策定委員会の審議

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、障害者関係団体、福祉関係団体等による「朝日町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

(2)障害福祉に関するアンケート調査

障がいのある人や町民を対象として、現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点、障がいのある人との関わり等について、計画策定のための基礎資料とすることを目的としてアンケートを実施しました。

| | 障がい者用調査、障がい児用調査 | 町民向け調査 | | |
|-------|---|-------------------------------------|--|--|
| 調査対象 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳を所持する 370名 | 町内在住の20歳以上の 方から無作為抽出した 1,000名 | | |
| 調査方法 | 郵送配布及び郵送回収 | | | |
| 調査期間 | 令和5年3月31日(金)~4月28日(金) | | | |
| 配布数 | 370件 | 1,000件 | | |
| 有効回収数 | 209件 | 509件 | | |
| 有効回答率 | 56.5% | 50.9% | | |

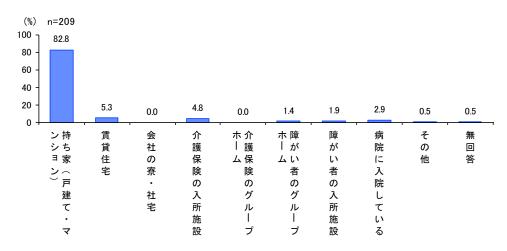
アンケート調査結果

【障がいのある方】

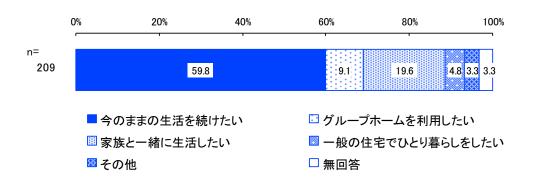
(1)日常の生活について

現在の住まいは、「持ち家(戸建て・マンション)」が82.8%で最も多くなっています。 将来の住まいの希望は、今のままの生活を続けたいが最も多い一方で、グループホームの利 用や一人暮らしをしたいという希望があり、障がいのある方が望む住まいの支援が必要です。

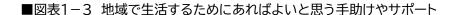
■図表1-1 現在の住まい

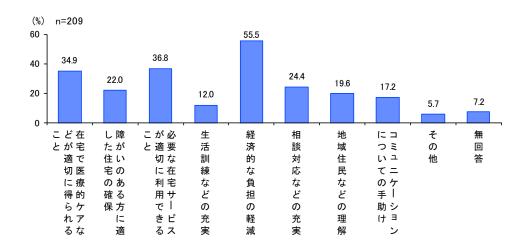


■図表1-2 将来の住まいの希望



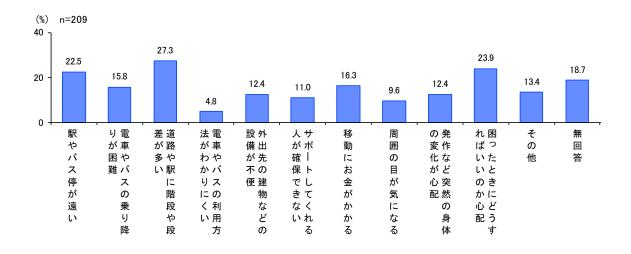
地域で生活するためにあればよいと思う手助けやサポートは、「経済的な負担の軽減」が55.5%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」36.8%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」34.9%が高いことから、在宅でのサービス利用を望む意見が多くなっています。





外出するときに困ることは、「道路や駅に階段や段差が多い」が27.3%で最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」23.9%、「駅やバス停が遠い」22.5%の順となっており、バリアフリーや困ったときのサポート、交通アクセスについての意見が多くなっています。

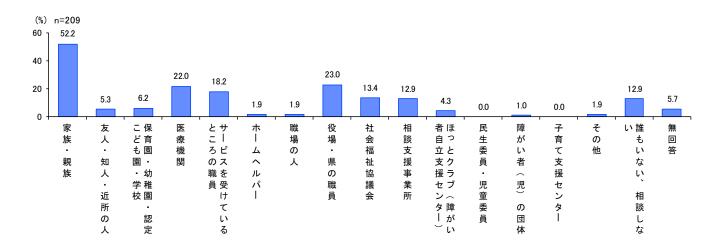
■図表1-4 外出時に困ること



(2)相談について

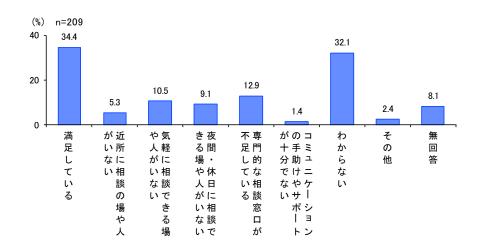
福祉サービスや就労などの障がい福祉についての相談先は、「家族・親族」が52.2%で最も多く、次いで「役場・県の職員」23.0%、「医療機関」22.0%の順となっています。

■図表1-5 障がい福祉についての相談先



現在の相談体制については、「満足している」が34.4%で最も多くなっていますが、「専門的な相談窓口が不足している」12.9%や「気軽に相談できる場所や人がいない」10.5%という意見があります。

■図表1-6 現在の相談体制の満足度

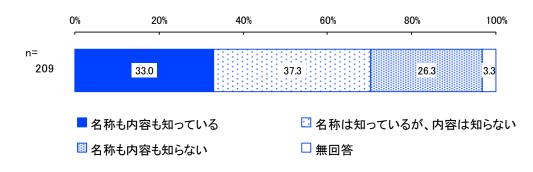


(3)権利擁護について

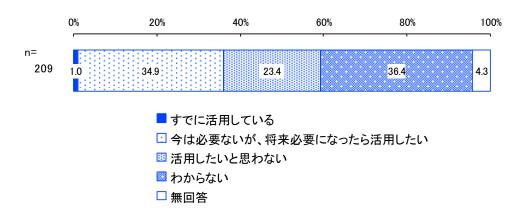
成年後見制度の認知については、「名称も内容も知っている」が33.0%となっており、障がいのある方の約3割に認知されています。

成年後見制度の活用意向については、「今は必要ないが、将来必要になったら活用したい」が 34.9%となっており、将来的には制度の活用が増えると考えられます。

■図表1-7 成年後見制度の認知度

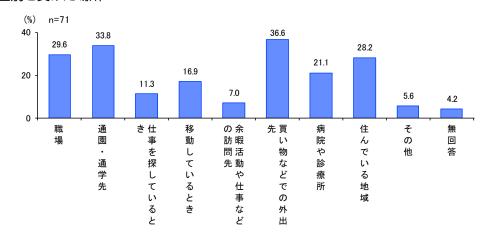


■図表1-8 成年後見制度の活用意向



差別を受けたことがある人の、差別を受けたり、嫌な思いをした場所は、「買い物などでの外出先」が36.6%で最も多く、次いで「通園・通学先」33.8%、「職場」29.6%の順となっています。

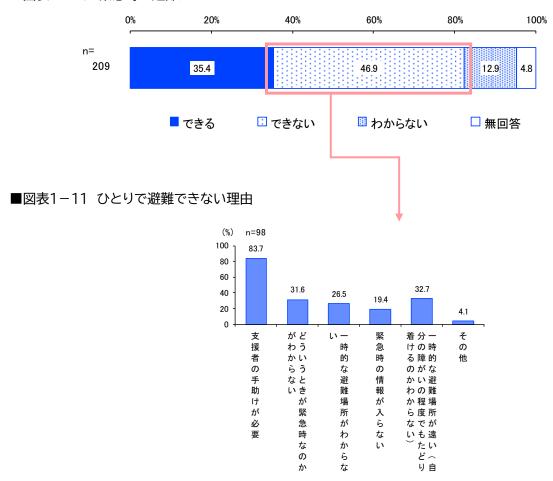
■図表1-9 差別を受けた場所



(4) 災害について

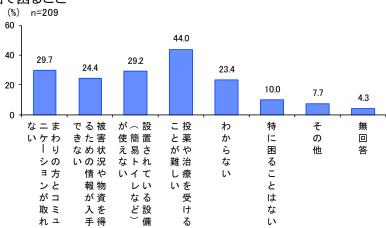
緊急時にひとりで避難できるかについて、「できない」が46.9%、「できる」が35.4%、「わからない」が12.9%となっています。ひとりで避難できない理由は、「支援者の手助けが必要」が83.7%で最も多く、次いで「一時的な避難場所が遠い(自分の障がいの程度でもたどり着けるのかわからない)」32.7%となっています。

■図表1-10 緊急時の避難について



避難所で生活することになった場合、困ると思うことは、「投薬や治療を受けることが難しい」が44.0%で最も多く、次いで「まわりの方とコミュニケーションが取れない」29.7%となっており、障がいの程度に応じた支援が必要です。

■図表1-12 避難所の生活で困ること

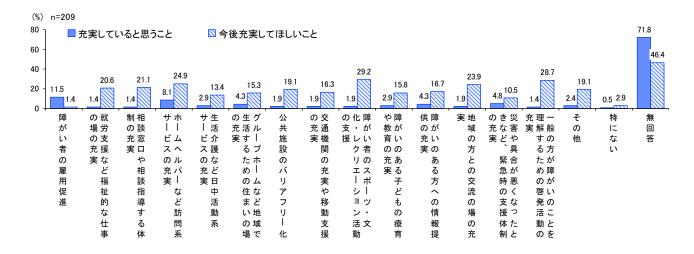


(5) 町の施策について

町の福祉施策について充実していると思うことは、「障がい者の雇用促進」が11.5%で最 も多く、次いで「ホームヘルパーなど訪問系サービスの充実」が8.1%となっています。

今後充実してほしいことは、「障がい者のスポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」が29.2%で最も多く、次いで「一般の方が障がいのことを理解するための啓発活動の充実」が28.7%となっています。

■図表1-13 町の福祉施策で充実していると思うこと・今後、町で充実してほしいこと

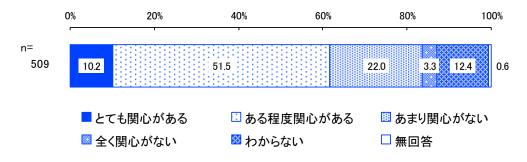


【20歳以上の町民】

(1)障がい福祉・障がい者差別について

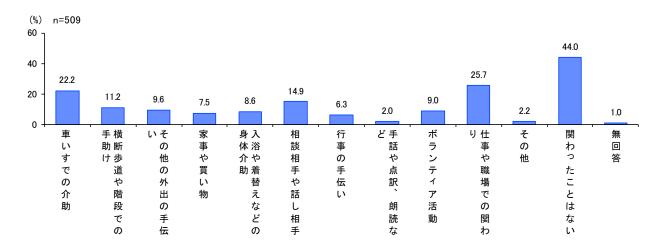
障がい福祉への関心は、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた "関心がある" が 6 1. 7%となっています。

■図表1-14 障がい福祉への関心



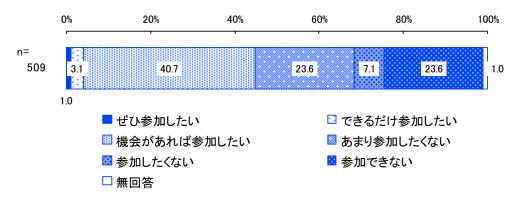
障がいのある方を手助けしたり関わったりした経験は、「関わったことはない」が44.0%で最も多く、次いで「仕事や職場での関わり」25.7%、「車いすでの介助」22.2%の順となっています。

■図表1-15 障がいのある方を手助けした経験



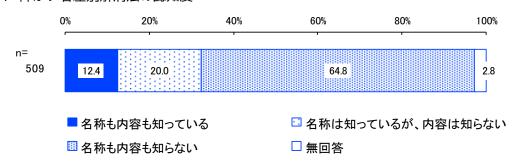
今後の障がいのある方に関わるボランティア活動の参加意向は、「機会があれば参加したい」 が40.7%で最も多くなっています。

■図表1-16 障がいのある方に関わるボランティア活動の参加意向



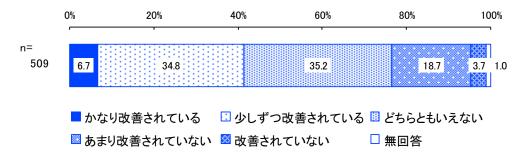
「障害者差別解消法」の認知については、「名前も内容も知らない」が64.8%で最も多くなっています。

■図表1-17 障がい者差別解消法の認知度



5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されていると思うかについて、「かなり改善されている」と「少しずつ改善されている」をあわせた"改善している"が41.5%となっています。

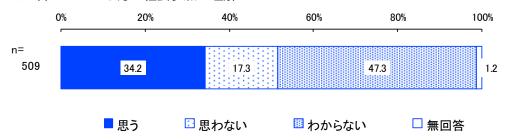
■図表1-18 障がいのある人に対する差別や偏見の解消



(2) 障がいのある方の社会参加について

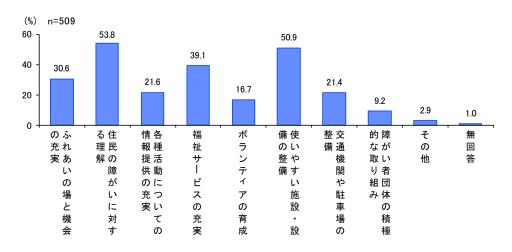
障がいのある方の社会参加について、理解が深まってきていると思うかについて、「思う」が34.2%で「思わない」の17.3%を上回っています。

■図表1-19 障がいのある方の社会参加の理解



障がいのある方が地域や社会に積極的に参加するために必要なことは、「住民の障がいに対する理解」が53.8%で最も多く、次いで「使いやすい施設・設備の整備」50.9%、「福祉サービスの充実」39.1%の順となっています。

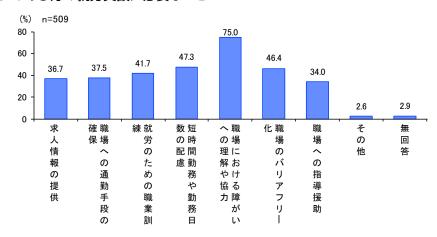
■図表1-20 障がいのある方の社会参加の理解



(3) 障がいのある方の就労について

障がいのある方の就労支援として必要だと思うことは、「職場における障がいへの理解や協力」が75.0%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数の配慮」47.3%、「職場のバリアフリー化」46.4%の順となっています。

■図表1-21 障がいのある方の就労支援に必要なこと



7 計画の対象者

本計画の対象となる「障がいのある人」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者に加え、発達障害といわれる自閉スペクトラム症、ADHD(注意欠陥/多動症)、LD(学習障害)等の障がいのある人、高次脳機能障害の人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人が含まれます。

誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくりのためには、障がいに対する理解と協力が必要であり、障がいのない人、団体や企業も含めた全ての住民が本計画の対象となります。

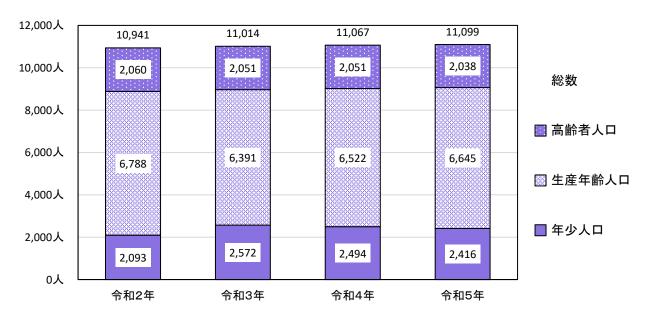
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移

令和5年3月31日時点での朝日町の総人口は11,099人となっています。令和2年から令和5年の人口推移をみると、増加傾向が続いています。

年齢3区分別にみると、令和2年から令和5年で生産年齢人口と高齢者人口は減少、年少人口は増加しています。

■図表2-1 総人口及び世帯数の推移



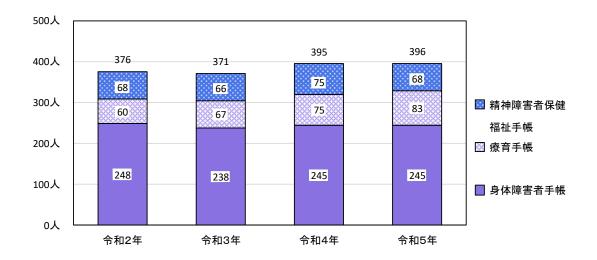
資料:朝日町役場町民環境課(各年3月31日時点)

2 障害者手帳所持者の状況

(1)障害者手帳所持者の推移

令和5年3月31日時点での身体障害者手帳所持者は245人、療育手帳所持者は83人、 精神障害者保健福祉手帳所持者は68人となっています。令和2年から令和5年で、身体障害 者手帳は減少、療育手帳は増加しています。

■図表2-2 障害者手帳所持者数の推移



| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 総人口 | 10,941 人 | 11,014 人 | 11,067 人 | 11,099 人 |
| 身体障害者手帳 | 248 件 | 238 件 | 245 件 | 245 件 |
| 分 体牌古 日 | 2.3% | 2.2% | 2.2% | 2.2% |
| 療育手帳 | 60 件 | 67 件 | 75 件 | 83 件 |
| | 0.5% | 0.6% | 0.7% | 0.7% |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 68 件 | 66 件 | 75 件 | 68 件 |
| 相邻焊合石 体健恒性于收 | 0.6% | 0.6% | 0.7% | 0.6% |

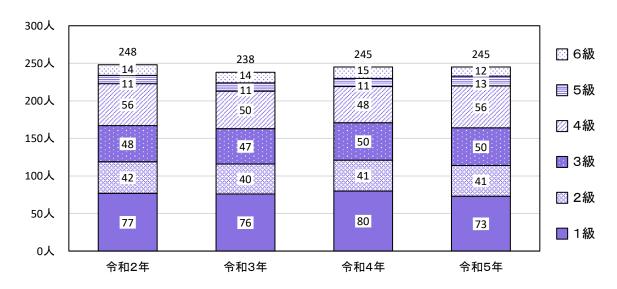
資料:朝日町役場保険福祉課(各年3月31日時点)

(2)身体障害者手帳所持者の状況

令和5年3月31日時点での身体障害者手帳所持者は245人です。障がいの等級別では「1級」が最も多く、障がいの種類別では「肢体不自由」が最も多くなっています。

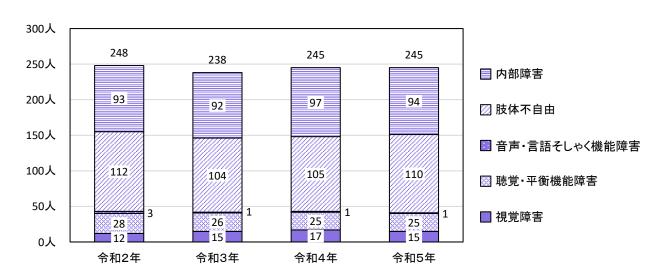
令和2年から令和5年までの推移をみると、すべての等級別で緩やかに増減を繰り返しています。種類別では「肢体不自由」が増加傾向となっています。

■図表2-3 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:朝日町役場保険福祉課(各年3月31日時点)

■図表2-4 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



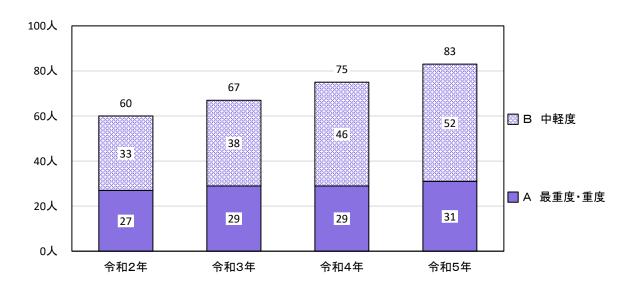
資料:朝日町役場保険福祉課(各年3月31日時点)

(3)療育手帳所持者

令和5年3月31日時点、療育手帳所持者は83人です。障がいの等級別では「B中軽度」が 多くなっています。

令和2年から令和5年までの推移をみると、増加傾向となっています。

■図表2-5 等級別療育手帳所持者数の推移



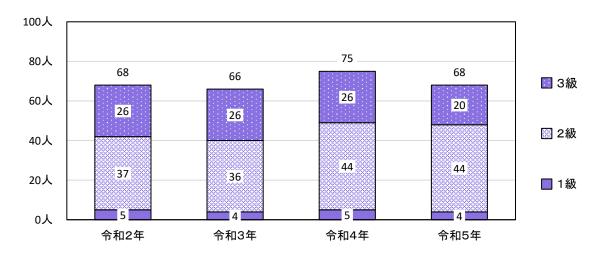
資料:朝日町役場保険福祉課(各年3月31日時点)

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者

令和5年3月31日時点での精神障害者保健福祉手帳所持者は68人です。障がいの等級別では「2級」が最も多くなっています。

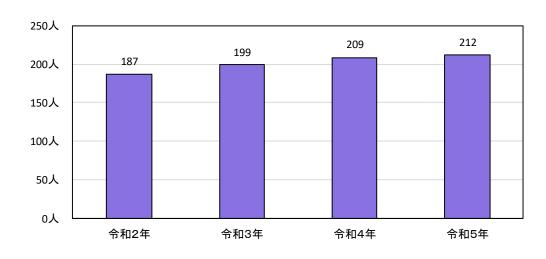
令和2年から令和5年までの推移をみると、等級別で「3級」が減少しています。 また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和5年で212人となっています。 令和2年から令和5年までの推移をみると、増加傾向にあります。

■図表2-6 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



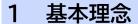
資料:桑名保健所(各年3月31日時点)

■図表2-7 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



資料:桑名保健所(各年3月31日時点)

第3章 朝日町障害者計画(第5期)



本計画は、改正された障害者基本法の「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現すること」という理念のもと、障がいのある人もない人も地域社会の一員として、お互いの個性を認め、支え合い、自らの意思に基づいて社会活動に参加し、住み慣れた地域において自立した生活が送れるような社会を築いていくことをめざします。

朝日町障害者計画(第5期)においては、こうした理念を踏まえ、また、第4期計画の考えを継承しつつ、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、以下の基本理念を掲げます。

だれもが輝き ひとがつながる あったかいまち 朝日町

2 基本目標

1 だれもが安心して暮らしやすい共生のまちづくり

【めざす姿】

障がいの有無にかかわらず、インフラ環境、防災対策等を平等に享受でき、誰もが差別・虐 待されず、安心を実感して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

【取組の方針】

- ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。
- 災害等の緊急時に対応できるよう、安心・安全を支え見守るネットワークの強化を図ります。
- 障がいについて地域の人々が理解を深める啓発・周知活動や障がいのある人との交流活動を行います。

【目標】

① 対象者全員を避難行動要支援者名簿へ登録するよう取り組みます。

■図表3-1 避難行動要支援者名簿登録者数率

| | 実績 | 目標 |
|-------|--------|---------|
| | 令和4年度末 | 令和11年度末 |
| 登録者数率 | 98. 9% | 100% |

資料:朝日町役場防災保全課

② 広報誌や町内のイベントなどにおいて、障がいについて理解を深める周知活動の充実に努めます。

2 地域で支えあい、健康で暮らせるまちづくり

【めざす姿】

障がいのある方や子どもが、地域において障がい福祉サービス等、障害児通所支援等及び保健・医療等の社会保障サービスなど個々にあったサービスを受けられ、世代を問わず健康で安心して暮らせることをめざします。

【取組の方針】

- 障がいのある人の地域での生活を支えるために、障害者総合支援法に基づく障がい福祉 サービスや県、町が独自のサービス提供をし、充実に努めます。
- 先天性の障がいや乳幼児期に発見できる障がいについては、早期の発見と早期支援に取り組みます。成人の障がいの主要な要因となっている生活習慣病については、予防、早期発見のために健康診査に取り組みます。

【目標】

各種サービスや相談支援体制の充実を図り、障がいのある方の福祉施設から地域での自立した生活への移行を支援します。

■図表3-2 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数

| | 実績 | 目標 |
|--------------------------|--------|--------|
| | 令和4年度末 | 令和8年度末 |
| 福祉施設の入所者数の地域生活へ の移行者数 | 0人 | 1人 |

資料:朝日町役場保険福祉課

3 だれもが輝き、社会参加できるまちづくり

【めざす姿】

障がいのある方が、経済的に自立し、就労や各種活動を通じて、自分に合った仕事を見つけ 就労することやボランティア活動などを通じて、社会に参加して暮らせることをめざします。

【取組の方針】

- 障がいのある人が、その適正と能力に応じて就労し、地域で自立した生活を送ることが できるようにするための支援を行います。
- 学校教育においては、一人ひとりの障がいの状態や能力に応じた指導や配慮を推進します。
- ボランティア活動を推進し、障がいのある方の社会参加を促進します。

【目標】

障がいのある方の自立を促進するため、就労を希望する方への福祉施設から一般就労への移 行を支援します。

■図表3-3 福祉施設から一般就労への移行者数

| | 実績 | 目標 |
|----------|--------|--------|
| | 令和3年度末 | 令和8年度末 |
| 一般就労移行者数 | 0人 | 1人 |

資料:朝日町役場保険福祉課

3 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策分野 | 具体的施策 |
|--|-----------------------|--|--|
| +" | | (1)理解と交流の促進(2)安全に暮らせる まちづくり | ① 啓発事業の推進 |
| だれもが輝き | だれもが安心し | | ② 交流事業の促進 |
| も | て暮らしやすい | | ③ 差別解消の推進 |
| 輝 | 共生のまちづく | | ④ 権利擁護の推進⑤ 交通手段の整備・確保 |
| ₹ | (i) | | ⑤ 文通子段の整備・確保⑥ 住宅環境・施設等の整備 |
| ひ | | | ⑦ 防災体制の整備 |
| ひとがつながる | | | |
| \bigcirc \bi | | (1)自立生活への支援地域で支えあい、健康で暮らせるまちづくり(2)保健・医療の充実 | ① 福祉用具の利用促進 |
| な が | なー | | ② 障がい福祉サービス等の充実 |
| 3 | | | ③ 経済的支援の充実 |
| あ | | | ④ 相談体制の充実 |
| あっ | [ほのみり フくり | | ⑤ 母子保健サービスの充実 |
| た | た か い ま ち | | ⑥ 成人保健サービスの充実 |
| [1] | | | ⑦ 医療サービスの充実 |
| まし | たれるが準さく | (1)保育・教育の充実 | ① 保育・療育の充実 |
| | | | ② 教育の充実 |
| 朝 | | (2)雇用・就労の支援 | ③ 就労の場の拡充と雇用の促進 |
| 朝 社会参加できる 日 まちづくり 町 | (3) 社会参加の推進 | ④ ボランティア活動の推進 | |

4 施策の内容

1 だれもが安心して暮らしやすい共生のまちづくり

(1)理解と交流の促進

■現状と課題

障がいのある人が障がいのない人と等しく地域で自立した生活を送ることができる社会の実現には、障がいを理由とする差別の解消を推進していく必要があります。そのためには、周囲の人々が障がいのことを正しく理解し、障がいのある人の人格と個性を尊重することが重要です。また障がいの理解の促進のための福祉教育や交流事業により、障がいのある人をより身近な存在として考えるための啓発活動も重要になります。

アンケート調査では、今後、町に充実してほしいこととして、「一般の方が障がいのことを理解するための啓発活動の充実」が28.7%、「地域の方との交流の場の充実」が23.9%と高くなっており、障がいについての理解促進活動の充実が求められています。

本町では、障がいや障がいのある人についての正しい理解を広げるため、障害者差別解消法の施行に伴う啓発記事等を「広報あさひ」や関係誌、町ホームページ等に掲載し、啓発活動を実施しています。また、朝日町人権講演会において、障がいに関する講演を実施しています。今後も引き続き全ての町民への啓発活動に積極的に取り組む必要があります。

町職員に対しても、障害者差別解消法の施行に伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を定め、制度の周知を図り、研修を実施しています。

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会のこころのバリアフリー推進部会では、精神障がい に関する理解を深めていく目的で地域住民に対して啓発活動を実施しています。

今後も、啓発活動や交流事業を通じて障がいについての理解促進を推進していきます。

■施策の方向性

- ・ 町民が障がいのある人についての理解を深めることができるよう、効果的、継続的な啓 発活動を実施します。
- ・ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会においても、広域的に啓発活動を実施していき ます。
- ・ 町職員に対しても、継続的な研修を実施していきます。
- ・ 様々な関係機関と連携した交流事業を実施していきます。

■取組

① 啓発事業の推進

| 取組 | 内容 |
|---------|------------------------------------|
| | 障がいや障がいのある人に対する正しい理解を図るための啓発活動を行い |
| | ます。 |
| 啓発活動の推進 | また、「広報あさひ」や町ホームページ等のメディアを活用した啓発活動も |
| | 推進していきます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は「広報あさひ」に3回記事を掲載しました。また、ホームペー |
| | ジにも掲載しました。 |
| | アンケート結果では障がい福祉への関心があると回答した方が61.7% |
| | となっていることから啓発活動が十分でないことが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 「広報あさひ」への掲載回数を増やし、ホームページの掲載記事の充実を行 |
| | います。 |

② 交流事業の促進

| 取組 | 内容 |
|-------------------|---|
| 障がい者団体への支援 の拡充 | 現在支援を行っている町内の団体について、より円滑な活動が行えるよう、 支援を拡充します。 【実績と課題】 町施設の会議室の利用貸出等の活動に係る支援を行いました。 【今後の方針】 障がい者団体の会員募集活動や催事の周知等、円滑な活動に資する取組へ の支援を行います。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| | NPOや新たな障がい者団体等の任意団体について新規設立に向けた情報 |
| | 提供や活動への支援を必要に応じて行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| NPO等の活動への支 | NPOや新たな障がい者団体等の新規設立に向けての動きは現在情報を掴 |
| 援 | んでいません。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 団体からの相談に対応できるように他市町のNPOや障がい者団体の情報 |
| | を収集していきます。 |
| | 障がい者自立支援センター (ほっとくらぶ) を活動拠点とし、障がい者 (児) |
| | を対象に、生活交流会を実施し、差別や障壁のない地域社会づくりを推進し |
| | ます。 |
| | 【実績と課題】 |
| 生活交流会 | 令和4年度はクリスマス会や春の遠足を実施し、19名の参加がありまし |
| | た。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 利用者同士や地域の方々との交流の機会づくりのため、今後も各種行事を |
| | 計画していきます。 |
| | 学校教育において福祉体験教室を実施し、福祉に関する意識や関心を高め |
| | る啓発活動を進めます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 朝日小学校3年生の保健福祉センター見学学習として公共施設の様子・仕 |
| | 事の内容やバリアフリーとユニバーサルデザインの違い等について講話を |
| | 行いました。令和4年度は132名が参加しました。 |
| | 朝日小学校4年生で、総合的学習の時間に障がいのある方への理解につい |
| 福祉体験教室の実施 | ての学習を行いました。また、視覚障がいのある方を招いて講話をいただい |
| | たり、障がい者スポーツ(SSピンポン)を体験しました。 |
| | 朝日町地域包括支援センターが福祉体験教室を開催しました。また、朝日小 |
| | 学校中学年に向けて出張講話を実施しました |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も、障がいのある方との交流や実際に体験することなどを通して、児童 |
| | 生徒の発達段階に合わせて福祉に関する意識や関心を高める機会を大切に |
| | していきます。 |
| | 次年度以降も福祉体験教室の開催や依頼に応じた出張講話を実施します。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------|------------------------------------|
| | 障がい者向け講座の開催を企画するとともに、障がい者の参加を促進しま |
| | す。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 現在、障がい者向け講座(障がい者に特化した講座)は開催していません |
| 生涯学習講座の拡充 | が、現状の講座に制限は設けていないことから参加は可能です。ただし、施 |
| | 設の状況を考えると参加が難しい可能性があります。(2階での講座に参加 |
| | したい場合エレベーターが無いなど) |
| | 【今後の方針】 |
| | できる限り既存の講座に参加してもらうよう周知及び柔軟な対応をしてい |
| | きます。 |
| | 障がい者団体等と連携をとりながら、スポーツ大会の開催やレクリエーシ |
| | ョン活動の実施を通じ、地域における障がい者の交流機会の拡充を進めま |
| | す。 |
| | 【実績と課題】 |
| スポーツ・レクリエー | 障がい者団体等との連携を取りながらの大会等の開催はできていません |
| ション活動の振興 | が、運動施設においては町内の障がい者団体の使用をスムーズに行えるよ |
| | う対応しています。(団体登録の推進) |
| | 【今後の方針】 |
| | 既存の大会やレクリエーション活動に参加できないか検討し、運動施設の |
| | 使用については引き続き現状の対応を行っていきます。 |

③ 差別解消の推進

| | · |
|----------|------------------------------------|
| 取組 | 内容 |
| 協議体の設置検討 | 障がい者差別解消の推進に関する法律に基づき、「障害者差別解消支援地域 |
| | 協議会」の設置検討を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は障がいを理由とする差別に関する相談はありませんでした。 |
| | 障がいのある人からの相談及び障がいを理由とする差別を解消するための |
| | 取組に関する協議体制の構築が課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 協議体制として「障害者差別解消支援地域協議会」を設置します。 |

④ 権利擁護の推進

| 取組 | 内容 |
|------------|------------------------------------|
| | 福祉サービス利用の支援、日常の金銭管理、重要な書類の預かり等を行いま |
| | す。 |
| | 【実績と課題】 |
| 日常生活自立支援事業 | 令和4年度は4名の利用がありました。 |
| | 新規の相談、問い合わせには随時対応しています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 利用希望者が速やかに事業を利用できるよう、引き続き実施していきます。 |
| | 家庭裁判所に申立てすることにより判断能力が不十分な障がい者の人に法 |
| | 律的な支援を行います。 |
| 成年後見制度 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は障がい者を対象とする成年後見制度の利用は4件でした。 |
| | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も役場や中核機関で成年後見が必要な方への相談に応じます。 |

(2) 安全に暮らせるまちづくり

■現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送るために、買物や通院等の外出・移動支援や住宅環境の整備やバリアフリー化は重要になります。障がいのある人は災害発生時に、情報の収集や避難活動などを迅速に行うことが難しく被害を受けやすいため、災害時の支援体制の整備も重要になります。

アンケート調査では、外出するときに困ることとして、「道路や駅に階段や段差が多い」が27.3%と最も多く、「駅やバス停が遠い」が22.5%となっており、外出するための支援としてバリアフリー化や交通環境の整備が望まれています。

本町では、障がい福祉サービスとして、同行援護、行動援護、移動支援の支給決定を行っています。また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく歩道の整備をはじめ、重度心身障害者タクシー料金助成、重度心身障害者自動車燃料費用助成、身体障害者自動車改造助成、身体障害者自動車操作訓練助成等を行っています。また各種公共交通機関等による割引や、自動車関係税の減免が行われています。

また災害時などの緊急時に一人で避難できるかについては、46.9%が「できない」となっており、理由として支援者の手助けが必要なことや一時的な避難場所が遠いことが挙げられていることから、緊急時の避難行動の支援が必要な方が多くなっています。

今後は各種制度について一層の周知を図り、利用を促進し、防災体制の整備や住宅環境の整備に引き続き取り組みます。

■施策の方向性

- ・ 障がいのある人の日常的な外出と移動を支援するため、障がい福祉サービスの支給決定 を行い、サービスを提供できる事業所の確保を行います。
- ・ 住宅改修については、制度の周知を図り、利用を促進します。また、公共施設等については、障がいのある人が安全に利用できるように、ユニバーサルデザインを取り入れていきます。
- ・ 地域防災計画に基づき、障がいのある人も含めた総合的な防災体制を整備していきます。また、災害時の避難警戒レベルの周知や、避難行動要支援者制度の周知と個別避難 計画の策定に取り組みます。

■取組

⑤ 交通手段の整備・確保

| り 父迪于良の金属・唯休 | |
|------------------|------------------------------------|
| 取組 | 内容 |
| | 視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の |
| | 援護等を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 同行援護 | 令和4年度は1名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行 |
| | います。 |
| 行動援護 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は1名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外 |
| 移動支援 | 出及び社会参加活動などの外出を支援します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は4名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|------------------|------------------------------------|
| | 重度心身障がい者に対し、四日市タクシー協会に加盟するタクシーや福祉 |
| | タクシーの500円分乗車券を年48枚支給します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 重度心身障害者タクシ | 令和4年度は19名の利用がありました。 |
| 一料金助成 | ホームページで周知するとともに、手帳取得時に対象者へ案内ができてい |
| | ます。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| | 障がい者が自己所有する自動車の運転及び介護用運転自動車の運行に伴う |
| | 燃料費用を助成します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 障害者自動車燃料費用 | 令和4年度は130名の利用がありました。 |
| 助成 | ホームページで周知するとともに、手帳取得時に対象者へ案内ができてい |
| 14)14% | ます。助成金の請求手続き簡素化が課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容と課題の解決策を検討するとともに、引き続き取り組みを実施し |
| | ていきます。 |
| | 重度の上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が就労等のため、自らが所有し |
| | 運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合、その費 |
| | 用の一部を助成します。 |
| 身体障害者自動車改造 助成 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度の利用はありませんでした。 |
| | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|----------------------|------------------------------------|
| 白体陈忠龙点彩丰品 | 身体障がい者が就労等社会活動への参加促進のため運転免許を取得する場 |
| | 合、その費用の一部を助成します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 身体障害者自動車操作 訓練助成 | 令和4年度の利用はありませんでした。 |
| 司师宋政川及 | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| | 公安委員会から駐車禁止除外指定車証の交付を受け、現に障がい者自身が |
| | 使用中の場合に限り、駐車禁止(法定禁止を除く)の場所に駐車することが |
| | できます。 |
| 駐車禁止除外指定者証 | 【実績と課題】 |
| の交付 | 問い合わせ時に案内を行っています。ホームページでの周知ができていな |
| | いことが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |
| | 本町担当課窓口等でおもいやり駐車場利用証の交付を受けると、公共施設 |
| | や商業施設などにあるおもいやり駐車場に駐車することができます。 |
| | 【実績と課題】 |
| おもいやり駐車場利用 | 令和4年度は84件の交付を行いました。 |
| 証の交付 | ホームページで周知するとともに、手帳取得時に対象者へ案内ができてい |
| | ます。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| | 身体障がい者、知的障がい者及びその介護者がJR各社の経営する鉄道、航 |
| | 路、自動車線及び連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に、運賃 |
| JR各社旅客運賃の割 引 | 等が割引されます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き案内を実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------------|------------------------------------|
| | JR各社旅客運賃等の割引制度に準じて、私鉄各社についても運賃割引制 |
| | 度があります。 |
| 私鉄各社旅客運賃の割 | 【実績と課題】 |
| 引 | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き案内を実施していきます。 |
| | 障がい者及びその介護者が定期航空路線の国内線全区間を利用する場合 |
| | に、航空旅客運賃が割引されます。 |
| 航空旅客運賃の割引 | 【実績と課題】 |
| 別上が合建員の引力 | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き案内を実施していきます。 |
| | 障がい者がバスを利用した場合に、規定料金が割引となる場合があります。 |
| 各バス会社による料金 | 【実績と課題】 |
| の割引 | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| ן סנ ים לס | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き案内を実施していきます。 |
| | 障がい者がタクシーを利用した場合に、迎車料等を除く規定料金が割引と |
| | なる場合があります。 |
| 各タクシー会社による | 【実績と課題】 |
| 料金の割引 | ホームページで周知するとともに、問い合わせ時に案内を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き案内を実施していきます。 |
| | 身体障がい者本人が自動車を運転する時、または重度の身体障がい者もし |
| | くは重度の知的障がい者が同乗して介護者が運転し、有料道路を利用しよ |
| | うとする場合に、通行料金が割引されます。ETCでの割引も可能です。 |
| 有料道路通行料金の割引 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は64件の申請取り次ぎを行いました。 |
| | ホームページで周知するとともに、手帳取得時に対象者へ案内ができてい |
| | ます。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------|--|
| 生活福祉資金の貸付 | 障がい者またはその家族が、障がい者の日常生活に必要な自動車を購入するために必要となる資金の一部を低利で貸付しています。 【実績と課題】 現在1名の方が貸付を利用しています。 新規の相談、問い合わせに随時対応しています。 【今後の方針】 利用希望者が速やかにサービスを利用できるよう、引き続き事業を実施していきます。 |
| 自動車関係税の減免 | 身体障がい者本人が所有し、使用する自動車で、一定の条件を満たせば、自動車税・自動車所得税の減免措置が受けられます。 【実績と課題】 ホームページで周知するとともに、手帳取得時に対象者へ案内ができています。 【今後の方針】 周知内容を検討するとともに、引き続き案内を実施していきます。 |

⑥ 住宅環境・施設等の整備

| 取組 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 住宅改修費の給付 (日常生活用具給付事 業) | 障がいのある方の移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものに要する費用に対して給付を行います。 【実績と課題】 令和4年度は利用実績がありませんでした。 手帳取得時に対象者へ案内ができています。ホームページでの周知ができていないことが課題となっています。 【今後の方針】 ホームページへ掲載して周知の充実を図っていきます。 |

| 取組 | 内容 |
|---------------|------------------------------------|
| | 既存の公共施設については、計画的な整備を行うとともに、増改築や新設に |
| | 際しては、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(以下、「U |
| | D条例」という。)に基づき、バリアフリー化をはじめとするユニバーサル |
| | デザインを引き続き推進しています。 |
| 公共建築物におけるユ | 【実績と課題】 |
| ニバーサルデザインの | 令和4年度はバリアフリー化を伴う施設整備はありませんでした。 |
| 推進 | 役場庁舎や朝日町公民館等の施設がバリアフリー化されていないことが課 |
| | 題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | バリアフリー化されていない既存の公共施設については、UD条例による |
| | 整備基準に適合させるよう努めます。 |
| | 地域で生活する障がい者に対し、日中一時支援、相談支援事業を実施すると |
| | ともに、日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動等を行うことによ |
| | り、障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設の整備検討を |
| | 行います。 |
| 障がい者自立支援セン | 【実績と課題】 |
| ター (ほっとくらぶ) の | 障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として運営がで |
| 整備検討 | きています。老朽化した施設の整備が課題となっています。 |
| | 令和4年度は延べ529人から138件の相談を受けました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 実施計画計上事業であるため、財政改革推進プラン期間終了後の整備に向 |
| | けて検討していきます。 |

⑦ 防災体制の整備

| 取組 | 内容 |
|-------------------|------------------------------------|
| | 障がいがある人などの迅速な避難のため、避難判断に関する周知啓発を行 |
| | っています。 |
| | 【実績と課題】 |
| 避難に関する警戒レベ | 警戒レベルに関する周知は実施されていますが、災害発生時に運用される |
| 地球に関する言成レハ ルの周知 | 警戒レベルに関する趣旨が住民に対して、まだまだ浸透していないと考え |
| がの利用和 | ます。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 国において、警戒レベルの見直しが行われる予定です。変更後は迅速に住民 |
| | へ周知していきます。 |
| | 地域防災計画に定められている災害時の障がいがある人などの避難支援の |
| | ため、制度の周知啓発と個別避難計画の策定を進めています。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 対象となる方へ避難行動要支援者制度の必要性を周知。また、災害時等に支 |
| 避難行動要支援者制度 | 援が必要となる方の現状を把握し、要支援者名簿を有事に向けて備えてい |
| の周知 | ます。要支援者を支援する地域住民の発掘が課題となっています。 |
| | 対象者総数は359名で、令和4年度末の制度同意者数は256名となっ |
| | ています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 対象となる方への制度周知と個別避難計画の作成に努めます。 |

2 地域で支えあい、健康で暮らせるまちづくり

(1) 自立生活への支援

■現状と課題

障がいのある人の自立や就労の支援や住み慣れた地域での生活を送るための各種給付やサービスの充実を図る必要があります。

アンケート調査では、地域で生活するためにあればよい手助けやサポートとして、「経済的な 負担の軽減」が55.5%で最も多くなっており、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用で きること」が36.8%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が34.9%となっ ているため、経済的負担軽減と在宅でのサービス提供が求められています。

障がいのある人一人ひとりの身体状況や生活状況に応じたきめ細かなサービスを提供するためにも、事業の一層の充実が必要です。

■施策の方向性

- ・ 障がいのある人の自立促進、生活改善、身体機能の向上、社会参加の促進等を目的として支給決定を行います。各サービスについて、利用者ニーズに対応できるよう、事業者への働きかけを行い、サービス提供体制の整備を図ります。また、重度障がい者の地域生活の支援のために、グループホームの整備促進に繋がるよう条例等、各種計画との整合性を確保しつつ、支援に必要な条件整備を行います。
- ・ 障がいのある人が安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付事業、補装具の交付事業 の制度、各種手当・年金制度・扶養共済制度等について、「広報あさひ」や関係誌、町ホ ームページ等を通じて周知し、制度の充実を図ります。
- ・ 相談支援事業については、引き続き四日市障害保健福祉圏域による共同委託方式で実施 します。委託相談支援事業所とサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所 等の関係機関との連携を強化し、よりきめ細かな相談対応ができるよう四日市障害保健 福祉圏域自立支援協議会にて検討します。

■取組

① 福祉用具の利用促進

| 取組 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 日常生活用具給付事業 | 重度障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。 【実績と課題】 令和4年度は182件の給付を行いました。 ホームページで周知するとともに、手帳取得時や相談時に対象者へ案内ができています。 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| 身体障がい者 (児) 補装 具交付・修理事業 | 身体機能の障がいを補うため、福祉用具の交付や修理を受けられます。 【実績と課題】 令和4年度は23件の給付を行いました。 ホームページで周知するとともに、手帳取得時や相談時に対象者へ案内が できています。 【今後の方針】 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| 生活福祉資金の貸付 | 身体・知的障がい者が高額な福祉用具等の購入等する場合に必要な資金の 貸付が受けられます。 【実績と課題】 現在、利用中の方はいませんが、新規の相談、問い合わせには随時対応して います。 【今後の方針】 利用希望者が速やかにサービスを利用できるよう、引き続き事業を実施し ていきます。 |

② 障がい福祉サービス等の充実

・自立支援給付(訪問系サービス)

| 取組 | 内容 |
|------------|------------------------------------|
| | 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 居宅介護 | 令和4年度は6名の利用がありました。 |
| 冶七八茂 | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介 |
| | 護を必要とする方に、自宅での食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出 |
| | 時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者 |
| | 等に適切な支援方法の伝達等の支援を行います。 |
| 重度訪問介護 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は利用がありませんでした。 |
| | 対象者に対して相談支援専門員等による相談体制はできています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の |
| | 援護等を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 同行援護 | 令和4年度は1名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行 |
| | います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 行動援護 | 令和4年度は1名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|------------|-----------------------------------|
| 重度障害者等包括支援 | 極めて重度の障がいのある人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行い |
| | ます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は利用がありませんでした。 |
| | 対象者に対して相談支援専門員等による相談体制はできています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

・自立支援給付(日中活動系サービス)

| ・日立文族紀刊(日中活動系リーレス <i>)</i> | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 取組 | 内容 |
| | 常時の介護を必要とする方に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や創作活 |
| | 動などの機会を提供します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 生活介護 | 令和4年度は16名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受けサービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 障害者支援施設又は居宅等にて一定期間、身体機能の向上に必要な訓練等 |
| | を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 自立訓練(機能訓練) | 令和4年度は利用がありませんでした。 |
| | 対象者に対して相談支援専門員等による相談体制はできています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 障害者支援施設又は居宅等にて一定期間、生活能力の向上に必要な訓練等 |
| | を行います。 |
| 自立訓練(生活訓練) | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は1名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|--|--|
| | 一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な |
| | 知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 就労移行支援 | 令和4年度は7名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の |
| | 機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 |
| | を行います。【雇用型】 |
| 就労継続支援(A型) | 【実績と課題】 |
| 初めの一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の | 令和4年度は8名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移 |
| | 行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用 |
| | 型】 |
| 就労継続支援(B型) | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は15名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連 |
| 就労定着支援 | 絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 【ませまと記録】 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は3名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 【全後の大台】 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|---------------|------------------------------------|
| | 医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上 |
| | の管理、看護や介護を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 療養介護 | 令和4年度は2名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、 |
| | 食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病 |
| 短期入所(福祉型、医療型) | 院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は福祉型で8名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

・自立支援給付(居住系サービス)

| 取組 | 内容 |
|-----------------|------------------------------------|
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期 |
| | 間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は利用がありませんでした。 |
| | 対象者に対して相談支援専門員等による相談体制はできています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日 |
| | 常生活上の援助を行います。 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は6名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|------------------|------------------------------------|
| | 重度障がい者の地域生活の支援のために、グループホームの整備促進に繋 |
| | がるよう条例等、各種計画との整合性を確保しつつ、支援に必要な条件整備 |
| | を行います。 |
| グループホームの整備 | 【実績と課題】 |
| ひルーンボームの霊禰 促進 | 将来的な対象者の見込みと、アンケート結果からグループホームの必要性 |
| 促進 | を確認しました。整備促進に繋がる支援の条件整備が課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 財政改革推進プラン期間終了後の実施計画計上に向けて、条例等、各種計画 |
| | との整合性を確保しつつ、支援に必要な条件整備を行います。 |
| | 夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を |
| 施設入所支援 | 行うとともに、住まいの場を提供します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は6名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受け、サービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

・地域生活支援事業

| - 地域工力又及事未 | |
|--------------------|------------------------------------|
| 取組 | 内容 |
| | 障がい者やその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等 |
| | や権利擁護のための必要な援助を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 相談支援事業 | 令和4年度は108件の相談支援を行いました。 |
| 们談义饭 事未 | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |
| | 聴覚、音声、言語機能などの障がいにより意思疎通を図ることに支障がある |
| | 障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。 |
| 意思疎通支援事業 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は2名の利用がありました。 |
| | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |

| 取組 | 内容 |
|------------|------------------------------------|
| | 重度障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行い |
| | ます。 |
| 口带化洋田目松丹笙声 | 【実績と課題】 |
| 日常生活用具給付等事 | ホームページで周知するとともに、相談時に対象者へ案内ができています。 |
| 業【再掲】 | 令和4年度は182件の給付を行いました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| | 屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外 |
| | 出及び社会参加活動などの外出を支援します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 移動支援事業【再掲】 | 令和4年度は4名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受けサービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がい者の身体 |
| | の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サー |
| | ビスを提供します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 訪問入浴サービス | 令和4年度は1名の利用がありました。 |
| | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |
| | 障がいのある人の家庭の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的 |
| | な休息を図り、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。 |
| 日中一時支援 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は22名の利用がありました。 |
| | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |

・その他の公的サービス

| 取組 | 内容 |
|------------------|--------------------------------------|
| | NHKへ免除申請書 (町長等の証明が必要) を提出した月から受信料が免除 |
| | されます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は11名の申請の取り次ぎを行いました。 |
| NHK受信料の減免 | ホームページで周知するとともに、手帳取得時に対象者へ案内ができてい |
| | ます。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |
| | 電話帳により電話番号を探すことが困難な一部の身体障がい者、知的障が |
| | い者及び精神障がい者の電話番号案内料金は無料とします。 |
| | 【実績と課題】 |
| 電話番号案内の無料扱 | 制度周知ができていませんでしたので、ホームページへの掲載や手帳取得 |
| \(\lambda\) | 時に対象者へ案内を行うなど、周知することが課題です。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページへの掲載及び手帳取得時に対象者へ案内を行うなどの周知を |
| | 行っていきます。 |
| | 規定の方法で申込された重度の身体障がい者、重度の知的障がい者の方に |
| | 通常郵便はがきが無償で配付されます。 |
| | 【実績と課題】 |
| キハ自郵佐帝妻の副女 | 制度周知ができていませんでしたので、ホームページへの掲載や手帳取得 |
| 青い鳥郵便葉書の配布 | 時に対象者へ案内を行うなど、周知することが課題です。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページへの掲載及び手帳取得時に対象者へ案内を行うなどの周知を |
| | 行っていきます。 |
| | 次に掲げる郵便物で開封とするものは、無料扱いとなります。 |
| | ・盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの |
| | ・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出 |
| 郵便物の無料扱い | 版施設等の盲人福祉施設及び図書館等(日本郵政公社の指定するものに限 |
| | る)において発受するもの |
| | 【実績と課題】 |
| | 制度周知ができていませんでしたので、ホームページへの掲載や手帳取得 |
| | 時に対象者へ案内を行うなど、周知することが課題です。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページへの掲載及び手帳取得時に対象者へ案内を行うなどの周知を |
| | 行っていきます。 |

| 取組 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 障がい者自立支援セン ター (ほっとくらぶ) | 地域で生活する障がいのある人に対し、日中一時支援、相談支援事業を実施するとともに、日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動等を行うことにより、障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ります。 【実績と課題】 障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として運営ができています。老朽化した施設の整備が課題となっています。令和4年度は延べ529人から138件の相談を受けました。 【今後の方針】 引き続き取り組みを実施していくとともに、整備検討については実施計画計上事業であるため、財政改革推進プラン期間終了後の整備に向けて検討していきます。 |
| 郵送による不在者投票 | 身体障害者手帳所持者で所定の要件に該当する人は、選挙の際、自宅等で郵送による不在者投票ができます。 【実績と課題】 ホームページ等で周知しています。 令和4年度に執行された参議院議員通常選挙においては、1名の利用がありました。 【今後の方針】 引き続きホームページ等で常時周知するとともに、関係法令に則り適正に実施していきます。 |

③ 経済的支援の充実

| 取組 | 内容 |
|-------------|------------------------------------|
| 障害者手帳の交付の促進 | 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の制度とサービス |
| | 内容等の周知を図り、手帳の取得を促進します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は102件(身体39件、療育31件、精神32件)の申請の取 |
| | り次ぎを行いました。 |
| | ホームページで周知するとともに、相談時に対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|------------|-------------------------------------|
| | 各種障害者手帳の交付申請を行うに際し、診断書に要する費用の一部を助 |
| | 成します。 |
| 陪宝老手框方付参照書 | 【実績と課題】 |
| 障害者手帳交付診断書 | 令和4年度は47件の給付を行いました。 |
| 料助成 | ホームページで周知するとともに、相談時に対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| | 国民年金(厚生年金や共済年金を含む)に加入している期間中などに障がい |
| | 者となった人に年金を支給します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は1件の申請を受け付けました。 |
| 障害基礎年金 | ホームページで周知するとともに、年金受給到達前の療育手帳更新時など |
| | 該当者へ案内をしています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 日本年金機構(四日市年金事務所)と連携し、引き続き取り組みを実施して |
| | いきます。 |
| | 身体障害者手帳(1級~3級)、療育手帳(A判定・B判定)、精神障害者保 |
| | 健福祉手帳(1級・2級)の所持者を対象に、福祉年金を支給します。 |
| 心身障害者福祉年金 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は263名へ給付を行いました。 |
| | ホームページで周知するとともに、対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------|--------------------------------------|
| | 身体又は精神に重複障がいがあるため常時特別な介護が必要な在宅障がい |
| | 者(児)に以下の手当を支給します。 |
| | ・特別障害者手当 20歳以上の人(施設入所者及び長期入院者を除く)に |
| | 支給します。 |
| | ・障害児福祉手当 20歳未満の人(障がいを理由とした年金受給者及び |
| | 施設入所者を除く)に支給します。 |
| 特別障害者手当等 | ・経過的福祉手当 20歳以上の人(施設入所者を除く)で、従来の福祉手 |
| 1分別学古名于当守 | 当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいず |
| | れも受給していない人に支給します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は12名の取り次ぎを行いました。 |
| | ホームページで周知するとともに、対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |
| | 身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護・保護している父も |
| | しくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給します。 |
| | 【実績と課題】 |
| 特別児童扶養手当 | 受給者数は43名で、令和4年度中に10件の新規申請がありました。 |
| | ホームページで周知するとともに、対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |
| | 心身障がい者 (児) の保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡し |
| | たり、重度障がいとなったりした場合、残された心身障がい者に年金を支給 |
| | します。 |
| 心身障害者扶養共済制 度 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は申請の取り次ぎはありませんでした。 |
| | ホームページで周知するとともに、対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------|------------------------------------|
| | 低所得世帯や障がい者のいる世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の向上 |
| | 促進等を目的とした資金の貸付を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 生活福祉資金の貸付 | 現在、利用中の方はいませんが、新規の相談、問い合わせには随時対応して |
| 工冶価性貝並(2)貝刊 | います。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 利用希望者が速やかにサービスを利用できるよう、引き続き事業を実施し |
| | ていきます。 |
| | 父又は母が重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)にある18歳未 |
| | 満の児童を監護し生計を同じくする母もしくは父、または児童を養育して |
| | いる人に支給します。 |
| 児童扶養手当 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は申請がありませんでした。ホームページや広報誌で周知して |
| | います。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り次ぎを実施していきます。 |

④ 相談体制の充実

| 取組 | 内容 |
|------------|-----------------------------------|
| 相談支援事業【再掲】 | 障がい者やその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等 |
| | や権利擁護のための必要な援助を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は108件の相談支援を行いました。 |
| | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |

(2)保健・医療の充実

■現状と課題

妊娠・出産・子育てにわたる途切れのない支援を行うためには、母子保健や子育て支援体制の整備が重要です。要支援児の早期発見・早期療育につなげるため、正しい知識や早期発見の必要性について啓発し、関係専門機関との連携を強化して、気軽に相談できる環境整備を推進することが必要です。

アンケート調査では、地域で生活するためにあればよいと思う手助けやサポートとして、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が34.9%と多くなっており、また自由意見では療育センターの設置を望む意見もあることから、保健・医療の施策充実のニーズが高まっています。

本町では、現在、母子保健に関する啓発、妊産婦や乳幼児とその家族に対して訪問指導・相談 事業・子育てに関する健康教育・乳幼児健康診査などを実施しています。乳幼児のための健康診 査は、発育・発達等の異常を早期に発見し、適切な支援を行うもので、乳幼児の健康を保持増進 するうえで重要です。

また、成人における障がいの主要な発生原因の一つである生活習慣病の早期発見には、健康 診査が重要な役割を果たすことから、健康診査の受診及び健康についての意識を高めるように 啓発していくことが重要になります。

町民に対して自身の健康管理に対する意識啓発を推進するとともに、各種健康診査の受診を より一層促進していく必要があります。

■施策の方向性

- ・ 妊産婦や乳幼児とその家族に対して訪問指導・相談事業・子育てに関する健康教育、乳 幼児健康診査等を充実し、要支援児の早期発見・早期療育に努めます。また健康増進計 画及び国民健康保険健事業の実施計画(データヘルス計画)に基づき各種事業を実施し ていきます。
- ・ 障がいのある人が適切な医療等を安心して受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を 推進します。
- ・ 障がいのある人の医療を経済的に支援する公費負担医療制度等について、制度の周知と 利用促進に努めます。特に、手帳交付時に際して行う説明時に周知を図ります。

■取組

⑤ 母子保健サービスの充実

| 取組 | 内容 |
|---------------|------------------------------------|
| | 妊娠届提出時に保健師・看護師が面接し、母子健康手帳の発行や各種サービ |
| | スの説明、アンケートを実施し、特定妊婦などの早期発見を行い支援につな |
| | げます。 |
| 妊娠届出時面接 | 【実績と課題】 |
| 対が田口可田以 | 令和4年度は87件の届け出があり、アンケートの回答により面談を実施 |
| | し、妊娠中の情報収集の強化及び保健指導の充実に努めています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も継続していきます。 |
| | 妊婦や両親を対象に、安全な妊娠・出産を迎えるための教育・相談等を行い |
| | ます。 |
| | 【実績と課題】 |
| マタニティ教室 | 令和4年度は、14組28名が参加し父親の妊婦体験や人形でのおむつ交 |
| 、ノーノ「弘工 | 換、沐浴実習を通じて、父親の家事・育児支援の参加促進につなげました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 令和6年度からは、両親学級に加え、仲間づくりもかねて妊婦対象の教室も |
| | 実施していきます。 |
| | 妊婦を対象に助産師等が訪問し、相談・指導を行います。 |
| 妊婦訪問 | 【実績と課題】 |
| | 三重県助産師会と契約して実施しています。令和4年度は2名の利用があ |
| | りました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 利用者が少ないため、母子手帳交付時に周知を行っていきます。 |

| 取組 | 内容 |
|---------------|-------------------------------------|
| | 子どもが生まれた家庭を対象に保健師・助産師が訪問し、乳児の健康状態を |
| | 親と一緒に確認しながら相談に応じます。 |
| | 【実績と課題】 |
| 赤ちゃん訪問 | 令和4年度は延べ97件実施しました。 |
| からやん的回 | 産後うつのアンケートを実施し、うつ傾向の方には、児童虐待予防の観点か |
| | ら再訪問や育児相談等への参加勧奨を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も継続していきます。 |
| | 出産後おおむね12ヶ月までのお母さんとお子さんを対象に、専任の助産 |
| | 師が訪問し、相談・指導を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 産後ケア訪問 | 令和4年度は、延べで訪問型59名、デイケア型26名、宿泊型3名利用し |
| 性後のが別門 | ました。産後の早期支援を充実したことで、その後の支援の継続につなげる |
| | ことができました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も継続していきます。 |
| | 産後2ヶ月以降6ヶ月未満のお母さんとお子さんを対象に、ダンスインス |
| | トラクターによるエクササイズを行い、産後の体力回復とストレス解消を |
| | 行います。 |
| アフタービクス | 【実績と課題】 |
| , , , , , , | 令和4年度は延べ61組、134名参加しました。教室終了後にも残って交 |
| | 流する姿がみられました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も継続していきます。 |
| | 疾病等の早期発見と予防のため、乳児(4ヶ月、10ヶ月)・1歳6ヶ月児・ |
| | 3歳児健康診査や、7・8ヶ月児健康相談、2歳児歯科検診を実施します。 |
| 乳幼児健康診査 | また1ヶ月児健康診査の費用を助成します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 各健康診査で、全数把握を行うため、未受診者には確認できるまで連絡をし |
| | ています。気になる方は、育児相談や、療育相談につなげ、フォロー体制を |
| | 整えています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も継続していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|----------|---|
| 育児相談 | 保健福祉センターにおいて、保健師・管理栄養士・助産師・看護師・みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる育児相談を開催しています。 【実績と課題】 令和4年度は、延べ323名参加しました。気軽に相談できる場として、利用していただいています。乳幼児健康診査で不通過項目のあった児のフォローの場としても実施しています。 【今後の方針】 今後も継続していきます。 |
| 離乳食教室 | 管理栄養士により、離乳食についての講話と試食・調理実習を行います。 【実績と課題】 令和4年度は、43組86名の方が参加しました。試食を取り入れること で、イメージしやすいと好評でした。 【今後の方針】 今後も継続していきます。 |
| 各種予防接種事業 | 主に乳幼児を対象に、4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)、BCG(結核)、MR(麻疹・風疹)、日本脳炎、ヒブ、小児肺炎球菌・水ぼうそう・B型肝炎等の各種予防接種を医療機関において実施します。 【実績と課題】 赤ちゃん訪問時や健康診査、各教室等の機会を通して、接種勧奨を行っています。 【今後の方針】 今後も継続していきます。 |

⑥ 成人保健サービスの充実

| 取組 | 内容 |
|-----------|--|
| | 生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、成人健康診査、国保特定健康診 |
| | 査、後期高齢者健康診査、後期高齢者歯科健診、各種がん検診(胃がん・大 |
| | 腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん)、骨粗しょう症健診、胸部健診(結 |
| | 核・肺がん)を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 国保特定健康診査については令和4年度413名の受診がありました。受 |
| | 診率は48.8%となっており、県平均より受診率は高い状況ですが、国の |
| | 示す目標値(60.0%)に達していないことが課題となっています。 |
| | 国民健康保険各人間ドック事業ついては令和4年度116名利用がありま |
| | した。 |
| | 後期高齢者健康診査については三重県後期高齢者医療広域連合が実施して |
| | おり、令和4年度は530名の受診がありました。受診率は46.0%であ |
| | り、当町の受診率は県平均(41.0%)より高い状況ですが、伸び率は横 |
| | ばいです。 |
| 健康診査 | 後期高齢者歯科健診については三重県後期高齢者医療広域連合が実施して |
| | おり、令和4年度は49名の受診がありました。受診率は18.6%であ |
| | り、当町の受診率は県平均(17.4%)より高い状況ですが、伸び率は横 |
| | ばいです。 |
| | 令和4年度の各種がん検診の受診者数は延べ3,083名でした。 |
| | 各種がん検診の受診率は全体的に低下傾向にあり、受診率の向上が課題と |
| | なっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 国保特定健診については、今後も未受診者への通知や訪問による勧奨を推 |
| | 進し、受診率向上を目指します。 |
| | 後期高齢者健診及び後期高齢者歯科健診については、今後も周知等を実施 |
| | し、受診率向上を目指します。 |
| | 国保各人間ドック事業については、希望者の動向をみて、定員の拡大や内容 の充実を図り、受診室の向上を見じします。 |
| | の充実を図り、受診率の向上を目指します |
| | 各種がん検診については、特に受診率の低い検診を中心に、受診勧奨を積極 |
| | 的に実施していくことにより受診率向上を図ります。 |

| 取組 | 内容 |
|------------|------------------------------------|
| | 生活習慣病の予防、健康の増進、介護予防等を目的に、正しい知識の普及及 |
| | び健康管理意識の高揚を目指して、健康教育を行います。現在、保健福祉セ |
| | ンターにおいて、介護予防事業(口腔機能向上教室・認知症予防教室)、病 |
| | 態別料理教室等を行っています。 |
| | 【実績と課題】 |
| 健康教育 | 介護予防事業(口腔機能向上教室)について、令和4年度は14名参加しま |
|)建脉 | した。 |
| | ケーブルテレビで歯科衛生士の講話を放映して周知を行っていますが、参 |
| | 加者の低迷が課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 老人クラブ等他の関係機関会合時と共同して開催することにより、参加し |
| | やすい環境を検討します。 |
| | 健康診査や医療受診の状況を踏まえ、特定保健指導や個別健康相談により |
| | 健康管理に必要な栄養指導・生活指導を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度の特定保健指導終了率は59.4%でした。 |
| | 国保特定保健指導対象者に対する文書通知や訪問勧奨等、積極的な利用勧 |
| 健康相談 | 奨により特定保健指導終了率は年々向上していますが、国の示す目標値の |
| | 60%に達していません。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も引き続き訪問勧奨等の未利用者対策を推進して国の目標値達成を目 |
| | 指します。また、検査結果では受療勧奨域や非肥満型高血糖の方もいるた |
| | め、重症化予防に向けて個別指導を継続していきます。 |

⑦ 医療サービスの充実

| 取組 | 内容 |
|------------|-----------------------------------|
| | 18歳未満の身体障がい児が生活能力を得るために必要となる医療の給付 |
| | (医療に要する費用の支給)を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 自立支援医療(育成医 | 令和4年度の実績はありませんでした。 |
| 療) | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 力力力概度使 / 五 化度 | 身体障がい者の身体の機能の回復を図るために必要となる医療(医療に要 |
| | する費用)の給付(支給)を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 自立支援医療(更生医療)療) | 令和4年度は5名に給付を行いました。 |
| 1京 <i> </i> | ホームページで周知するとともに、対象者へ案内ができています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 周知内容を検討するとともに、引き続き取り組みを実施していきます。 |
| | 精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担し |
| | ます。 |
| | 【実績と課題】 |
| 自立支援医療(精神通 | 令和4年度は299件の申請の取り次ぎを行いました。 |
| 院医療) | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し周知を図るとともに、引き続き取り次ぎを実施して |
| | いきます。 |
| | 重度心身障がい者、乳幼児、母子家庭、父子家庭等の保健の向上を目的と |
| | し、医療費の一部(法定自己負担額等)を助成します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度における重度心身障がい者の受給者数は180名でした。 |
| 福祉医療費助成 | 身体障がいや知的障がいのある方に対しては県制度に上乗せして対象者の |
| | 範囲を拡大していますが、精神障がいのある方に対しては1級・通院のみに |
| | とどまっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 県内の情勢を注視しながら、今後においてもより良いサービスを提供でき |
| | るように努めます。 |
| | 特定疾患に関する医療の普及と医療費の負担軽減を図ることを目的とし |
| 特定疾患医療 | て、特定疾患医療給付事業を推進します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 相談時に案内を行っていますが、ホームページでの周知ができていないこ |
| | とが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |

| 取組 | 内容 |
|----------------------|---|
| 小児慢性特定疾病日常 生活用具給付 | 小児慢性特定疾病に関する日常生活用具の負担軽減を図ることを目的として、小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業を推進します。 【実績と課題】 令和4年度は実績はありませんでした。吸引器等購入費用の補助を行っています。 【今後の方針】 今後も継続していきます。 |

3 だれもが輝き、社会参加できるまちづくり

(1)保育・教育の充実

■現状と課題

障がいのある子どもの保育と教育の充実は、子どもの発達や将来の学習、社会生活における 課題を早期に支援するために重要です。

あさひ園(幼保一体化施設)では、要支援児と支援の必要のない児との統合保育をすることにより、要支援児の心身の発達を促すとともに、要支援児に対する理解の促進を図っています。早期療育には、総合的な体制が望まれるため、専門機関との連携を取りながら保健・福祉・医療の分野における関係部署との連携や、スタッフの資質の向上等を行っています。

今後も専門機関との連携を強化し、早期療育や相談、及び児童発達支援の充実を図り、また特別支援教育の支援体制の構築に取り組みます。

■施策の方向性

- ・ あさひ園(幼保一体化施設)において、要支援児一人ひとりの心身の状態に応じた適切 な育成を図るため、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる相談指導体制や設 備の充実を図るなど、要支援児の保育の充実に努めます。
- ・ インクルーシブ教育の構築を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけます。

■取組

① 保育・療育の充実

| 取組 | 内容 |
|--------|---|
| 特別支援事業 | あさひ園(幼保一体化施設)において特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の指導計画(きらきらファイル)の作成と活用、NPO法人「CLMと個人の指導計画」の実施、判定会議を行うことにより、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。 【実績と課題】 特別な支援を必要とする子どもたちが増えてきています。早期発見・早期支援に繋がるよう、個別の指導計画作成やCLMと個別の指導計画の実施、判定会議を行い、その子どもに合わせた保育をしています。 対象児への支援を個別で行っています。 【今後の方針】 引き続き研修等でスキルアップをしていくとともに、一人ひとりに応じた保育を実施していきます。 |
| のびのび相談 | 臨床心理士による子どもの発達検査の実施や「落ち着きがない」、「関わり方が分からない」など、子どもの発達に関する相談を行います。 【実績と課題】 令和4年度は延べ44名からの相談を受けました。 発達に関する相談より、発達検査実施希望者が増えてきています。発達検査結果に応じて、福祉サービスを紹介し、早期発見・早期支援に繋げています。希望する時期に予約ができないことが課題となっています。 【今後の方針】 引き続き案内を周知していくとともに、取り組みを実施していきます。年間の実施日数と調整しながら、夏休み期間中に実施できる日を増やしていきます。 |

| 取組 | 内容 |
|-----------------|-------------------------------------|
| | 「ことばが遅い」、「コミュニケーションがとりにくい」「どもりや発音が気 |
| | になる」など、言語聴覚士によるこどものことばの発達に関する相談を行い |
| | ます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 月 1 回のことばの相談を行っています。就学前から小学生までの利用が増 |
| | えています。発達に応じて、福祉サービスを紹介し早期発見・早期支援に繋 |
| すくすく相談 | げています。継続利用者が増えてきたので、新規利用者の希望する時期に予 |
| | 約ができないことが課題となっています。令和4年度は延べ300名から |
| | の相談を受けました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 引き続き案内を周知していくとともに、取り組みを実施していきます。 |
| | 新規利用者が予約できるよう、利用者の予約の調整や発達の成長に合わせ |
| | て利用日の間隔を調整していきます。 |
| | 「不器用」「おちつきがない」「身体の使い方が気になる」などの子どもを対 |
| | 象に作業療法士による身体の感覚に関する相談を行います。園や小学校で |
| | 観察や療育を行いながら、保育士、教員、保護者への助言指導を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 作業療法士療育相談 | 継続的に年間、園は10回、小学校2回の療育・相談を行っています。発達 |
| TF未/永/Δ工/永月/旧欧 | に応じて、助言指導を行い、保育・学校で子どもの特性や手だてに役立てて |
| | います。対象児へ案内ができています。 |
| | 令和4年度は延べ54名からの療育・相談を受けました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 引き続き案内を周知していくとともに、取り組みを実施していきます。 |
| | 学校に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向 |
| | 上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は33名の利用がありました。利用者が年々増加しています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も増加を見込んで実施していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|----------|------------------------------------|
| | 就学前の障がい児を対象として、児童発達支援センター等において、日常生 |
| | 活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 児童発達支援事業 | 令和4年度は13名の利用がありました。保育園と併用しながら利用され |
| | る方が多い状況です。利用者が年々増加しています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も増加を見込んで実施していきます。 |
| | 障がい児やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や援助を行 |
| | います。 |
| 相談支援事業 | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は10名の利用がありました。個別に応じたサービスの情報提 |
| | 供や援助を行っています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | セルフプランから、全員相談支援事業所による個別支援計画に変更してい |
| | きます。 |

② 教育の充実

| 取組 | 内容 |
|-------------|------------------------------------|
| 適切な指導・支援の充実 | あさひ園(幼保一体化施設)・朝日小学校・朝日中学校において、特別な支 |
| | 援を必要とする子どもたちへの個別の指導計画の作成と活用、パーソナル |
| | カルテを活用した支援情報の引継ぎを行うことにより、一人ひとりの障が |
| | いの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。 |
| | 特別な支援を必要とする子どもを含むすべての子どもたちが「学ぶ喜び」、 |
| | 「わかる楽しさ」を実感できるよう、視覚情報の活用や見通しを持ちやすい |
| | 展開の工夫等、授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がいのあ |
| | る子どもへの合理的配慮の提供を進めます。 |
| | 特別支援学級で学ぶ子どもたちが、障がいの特性に応じた学び方を身につ |
| | けるための指導の充実を図ります。特別な支援を必要とする子どもたちと |
| | 必要としない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができる場 |
| | 面の一つとして交流及び共同学習を進めます。 |

| 取組 | 内容 |
|-------------|--|
| 適切な指導・支援の充実 | 【実績と課題】 《小学校》 支援学級担任と交流学級担任が、パーソナルカルテをもとに児童について情報交換を積極的に行い、指導・支援につなげています。また、教職員研修として定期的に特別支援教育理解研修を行い、適切な指導・支援についての研修も行っています。 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童を含め、必要な時に必要な支援を行えるよう介助員や支援員を配置し、支援学級での学習はもとより、通常学級での学習においても安心して学びに向かえるよう支援を行っています。 個に応じた、きめ細やかな支援を行うために、今後も介助員等の人的体制のさらなる充実を図ることが課題です。 《中学校》 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を学校と家庭とで共有しており、個々のニーズに応じたきめ細かな支援・指導が進んでいます。また介助員や支援員の配置もあるので、手厚いサポート体制が確立しています。 【今後の方針】 《小学校》 一人ひとりの教育的ニーズを把握することを大切にし、今後も適切な指導・支援を行うよう、取り組んでいきます。 《中学校》 特別支援教育について全職員が共通理解し、支援について全生徒への指導に役立てていきます。 |

(2)雇用・就労の支援

■現状と課題

障がいのある人の就労は、経済的に自立した生活を送るうえで重要であり、そのためには障がい者雇用の促進が必要になります。

アンケート調査では、障がいのある方の就労支援に必要なこととして、「職場における障がいへの理解や協力」が75.0%で最も多くなっており、次いで「短時間勤務や勤務日数の配慮」47.3%、「職場のバリアフリー化」が46.4%となっているため、障がいのある人への理解や配慮の支援が必要になっています。

就労相談については、四日市障害者就業・生活支援センタープラウ、公共職業安定所等の関係機関と連携して対応しています。四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の雇用部会や桑名公共職業安定所主催の桑名地域障害者雇用連絡会議との連携を図り、課題の共有・解決、啓発活動を行っています。障害者優先調達推進法に基づき、障がいのある人の働く機会の確保や工賃の向上をめざし、本町の業務の一部(封入作業)を、町内の就労継続支援事業所へ委託しています。

一般就労を含めた障がいのある人の雇用機会の確保及び拡大のため、関係機関との連携を強 化し、企業や事業主の理解と協力を得るため、広報活動の充実に努める必要があります。

■施策の方向性

- ・ 障がいのある人の自立促進等を目的として、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の支給決定を行います。自立支援協議会の雇用部会や公共職業安定所等の機関と連携し、障がい者雇用の理解を深めるための啓発を行います。また、障がい者雇用を促進する各種助成制度の周知を図ります。
- ・ 就職を希望する障がいのある人に対しては、四日市障害者就業・生活支援センタープラウ、公共職業安定所、障害者職業センターへの紹介等を推進します。

■取組

③ 就労の場の拡充と雇用の促進

| 取組 | 内容 |
|--------------------|------------------------------------|
| 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 | 障がい者雇用の拡大をはかるため、自立支援協議会雇用部会において、就労 |
| | している障がい者への支援や事業者への障がい者雇用の働きかけ、啓発等 |
| | を実施します。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は高校30ヶ所に訪問して啓発活動を実施しました。 |
| | 就労移行支援事業所のチラシ及びA型事業所の冊子を作成しました。 |
| | 事業所向けの内部研修として事例検討会を4回実施しました。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 普通高校・専門学校・大学等関係機関への福祉サービスの周知活動の実施、 |
| | 障害者雇用サポートフェアの開催及び企業情報の共有、企業への情報発信 |
| | を行います。 |
| 就労移行支援【再掲】 | 一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な |
| | 知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度は7名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受けサービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |

| 取組 | 内容 |
|------------|------------------------------------|
| | 一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の |
| | 機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 |
| | を行います。【雇用型】 |
| 就労継続支援(A型) | 【実績と課題】 |
| 【再掲】 | 令和4年度は8名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受けサービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移 |
| | 行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用 |
| | 型】 |
| 就労継続支援(B型) | 【実績と課題】 |
| 【再掲】 | 令和4年度は15名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受けサービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連 |
| | 絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |
| | 【実績と課題】 |
| 就労定着支援【再掲】 | 令和4年度は3名の利用がありました。 |
| | 相談支援専門員等が対象者から相談を受けサービスを利用できています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 今後も対象者が利用できるように案内していきます。 |
| | 障がい者の職業相談や職業紹介を県下の公共職業安定所で行っています。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 令和4年度に公共職業安定所が開催した就職面接会について、広報あさひ |
| 職場相談・紹介 | に掲載して周知を行いました。 |
| | ホームページでの周知ができていないことが課題となっています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | ホームページに掲載し、周知を図っていきます。 |

(3) 社会参加の推進

■現状と課題

障がいのある人に関わるボランティア活動の推進は、障がいのある人とない人の交流の促進 だけでなく、社会参加の促進に重要になります。

アンケート調査では、障がいのある方に関わるボランティア活動に参加したいという意向が 約4割となっており、参加したい活動は、災害時の手助けやサポート、スポーツ・イベントの手 伝いが多くなっているため、こうした活動にボランティアをつなぐ取組が必要となっています。

本町では、ボランティアセンターを拠点として、複数のボランティア団体により、介護ボランティア、給食ボランティア、リサイクルボランティアによる活動が実施されています。ボランティアセンターを中心にニーズの把握から実際のボランティア活動へつなげていき、ボランティア活動をより活発にしていくことが必要です。

今後も啓発活動や情報提供を通じてボランティア活動を推進していくとともに、町民・民間 団体・行政が連携し、地域共生社会の実現に向けて支えあっていく体制の確立・充実を進めてい きます。

■施策の方向性

・ ボランティア活動を様々な取り組みによって支援し、活動参加者の拡大と機会拡大を図ります。

■取組

④ ボランティア活動の推進

| 取組 | 内容 |
|-----------|---|
| 取組啓発活動の推進 | ボランティアや地域福祉に関する広報活動・講演会等を開催するとともに、福祉体験教室等も通じて福祉に関する意識・関心を高める啓発活動を推進します。 【実績と課題】 |
| | の範囲を住民まで広げ、地域にボランティア活動等に対する関心を高める 機会の提供を行います。 |

| 取組 | 内容 |
|--------------------|------------------------------------|
| | ボランティアセンターを中心に、地域福祉のニーズを把握し、必要な人にボ |
| | ランティア活動が提供できるように関係機関との連携を取りながら進めて |
| | いきます。 |
| | 【実績と課題】 |
| | 町ボランティアセンター主催のボランティア代表会議を開催して団体間 |
| 福祉ニーズの把握 | で課題共有を図る等の取り組みを行いました。 |
| | 課題としては、地域においてボランティアセンターの認知度が低く機能 |
| | が十分ではありません。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 個人ボランティアの登録、派遣等のボランティアセンター機能の充実を図 |
| | ります。 |
| | ボランティアコーディネーターやボランティアアドバイザーの養成、ボラ |
| | ンティア連絡協議会の推進、ボランティア団体への援助等により、町のボラ |
| | ンティア活動の活性化と活動参加者の拡大を図ります。その際には、初めて |
| | の人が参加しやすいきっかけづくり、誰もが気軽に参加できる環境づくり |
| | に努めます。 |
| ボランティア活動の育 | 【実績と課題】 |
| ボラファイア 石動の目 成・支援 | 県ボランティアセンター主催のボランティア養成等の研修会を団体へ案 |
| 以、又饭 | 内文の送付や当会ホームページを通じて地域の方へ周知しています。また、 |
| | 既存団体の活動が継続できるような支援を取り組んでいます。 |
| | 課題としてはボランティアの成り手がなく団体等の活動継続が困難にな |
| | ってきています。 |
| | 【今後の方針】 |
| | 現在の活動を継続します。 |

第4章

朝日町障害福祉計画(第7期)· 朝日町障害児福祉計画(第3期)

1 障害福祉サービス等の体系図

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。

サービス体系は下記のとおりです。

自立支援給付

障害福祉サービス等

介護給付費

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- •施設入所支援

訓練等給付費

- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 宿泊型自立訓練
- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型)
- 就労継続支援(B型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

地域生活支援事業

市町村事業

- 理解促進研修 啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化 事業 等

都道府県事業

- 広域的な支援事業
- 専門性の高い相談支援事業 等

自立支援医療費

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療*※実施主体は都道府県等

特定障害者特別給付費

地域相談支援給付費

計画相談支援給付費

療養介護医療費

補装具費

高額障害者福祉サービス等給付費

児童福祉法による給付

障害児通所給付費

- 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援給付費

高額障害児通所給付費

2 障害福祉計画 (第6期)・障害児福祉計画 (第2期) における成果目標と実績 (評価)

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者数6人のうち、1人(16.7%)が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者6人から1人(16.7%)を削減するという目標設定に対し、実績見込みは3人となりました。

■図表 4-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 目標値 | 実績 (見込み) | 考え方 |
|---------------|---------------|---------------|--|
| 令和元年度末の施設入所者数 | | 6人 | 令和元年度末の施設入所者数 |
| 地域生活移行者数 | 1人 (16.7%) | 0人 (0%) | 令和元年度末の施設入所者6人のうち、令和5年度末において16.7%(1人)以上の人を地域生活に移行する。 |
| 削減数 | 1人 (16.7%) | 3人 (50.0%) | 令和5年度末段階での削減数(見込み) |

◆国の基本指針

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がいの精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

三重県における令和元年度の精神障がいの精神病床から退院後1年以内の地域における平均 生活日数は323.7日でした。(目標値:316日(令和5年度))

資料:地域精神保健福祉資源分析データベース

②精神病床における1年以上長期入院患者数

三重県では本町の「精神病床における1年以上長期入院患者数」について、「精神病床における1年以上長期入院患者」の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を3人と見込んでいました。本町の令和2年度の精神科病院入院者数は12名でした。

■図表4-2 精神科病院入院者数

| 令和2年度精神科病院入院者数 | | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| 入院期間1年未満 | | 入院期間 | 1年以上 |
| 65歳未満 | 65歳以上 | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 1人 | 2人 | 6人 | 3人 |

資料:三重県医療保健部

③精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点、入院後6ヶ月時点、入院後1年時点)

三重県では「精神病床における早期退院率」について、令和2年度における早期退院率は、入院後3ヶ月時点で62.2%、入院後6ヶ月時点で78.5%、入院後1年時点で86.2%となっています。

■図表4-3 精神病床における早期退院率

| 項目 | 令和2年度実績 | 令和5年度目標 |
|-------------------------|---------|---------|
| 精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点) | 62. 2% | 69. 0% |
| 精神病床における早期退院率(入院後6ヶ月時点) | 78. 5% | 86. 0% |
| 精神病床における早期退院率(入院後1年時点) | 86. 2% | 92.0% |

資料:地域精神保健福祉資源分析データベース

◆国の基本指針

精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。指針内の別表第4の1の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第4の2の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、四日市障害保健福祉圏域で現在 1 箇所整備しています。その機能の充実のため、年 2 回運用状況の検証を実施しました。

■図表 4-4 地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 地域生活支援拠点等 | 1 箇所 (整備済み) | 令和5年度までに1箇所以上整備 |

| 取組事項 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 検証・検討数 | 2回 | 2回 | 2回 |

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和5年度中に一般就労に1人移行するという目標設定に対し、実績見込みは1人となりました。

■図表 4-5 福祉施設から一般就労への移行

| 項目 | | 目標値 | 実績 (見込み) | 考え方 |
|----|------------|-----|-------------|----------------------------------|
| | 一般就労移行者数 | 1人 | 1人 | 就労移行支援事業等を通じて令和5年度に一 般就労する人数 |
| | 就労移行支援事業 | 1人 | 1人 | 就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般 就労する人数 |
| | 就労継続支援A型事業 | 0人 | 0人 | 就労継続支援A型事業を通じて令和5年度に 一般就労する人数 |
| | 就労継続支援B型事業 | 0人 | 0人 | 就労継続支援B型事業を通じて令和5年度に 一般就労する人数 |

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就 労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を 設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27 倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就 労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、 それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

なお、目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度 までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目 標値に加えた割合以上を目標値とする。

②就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労 定着支援事業を利用することを目標としていましたが、計画期間中に町内に就労定着支援事業 所の参入はなかったため実績はありません。

③就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするという 目標設定をしていましたが、計画期間中に町内に就労定着支援事業所の参入はなかったため実 績はありません。

◆国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。)に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■ (5) 相談支援体制の充実・強化等

四日市障害保健福祉圏域での総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強 化を実施する体制の整備を行いました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(別表第1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)

| 総合的・専門的な相談支援 | 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援 の実施の見込みを設定する。 |
|--------------|---|
| 地域の相談支援体制の強化 | ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。 |

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

四日市障害保健福祉圏域での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制構築を行いました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、別表第1の10の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(別表第1の10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

| 障害福祉サービス等に係る | 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修 |
|--------------|--------------------------------|
| 各種研修の活用 | への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 |
| 障害者自立支援審査支払等 | 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して |
| システムによる審査結果の | その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及 |
| 共有 | びその実施回数の見込みを設定する。 |

■ (7) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育 所等訪問支援の充実

町内には児童発達支援センターの設置はありませんが、近隣の四日市市に加え、令和3年度から桑名市社会福祉協議会において児童発達支援センターが設置されたため、利用充実に努めました。

また、町内には保育所等訪問支援事業所の設置はありませんが、令和3年度から近隣の桑名市社会福祉協議会において保育所等訪問支援が広域で実施されました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

三重県では難聴児支援のための中核的機能を有する体制が確保されています。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援事業所が四日市障害保健福祉圏域に3か所、放課後等デイサービス事業所が四日市障害保健福祉圏域に2か所確保されており、町民の利用充実に努めました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、e - ケアネットよっかいちを活用し、 関係機関と連携して支援体制の充実を図りました。

また、令和2年度より、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーター を四日市障害保健福祉圏域にて配置しました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

3 障害福祉計画 (第7期)・障害児福祉計画 (第3期) における成 果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後グループホーム、一般住宅等に 移行する者の数を見込み、そのうえで令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を 設定します。

- ①令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数4人のうち、1人(25%)が地域での生活に移行するものとします。
- ②令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者数4人から1人減少した3人とします。

地域生活を希望する方の移行が円滑に進むように関係者と協力しながら事業者に働きかけ、 グループホーム等の確保に努めます。

■図表 4-6 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 目標値 | 実績 | 考え方 |
|---------------|-------------|----|--------------------------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数 | _ | 4人 | 令和4年度末の施設入所者数 |
| 地域生活移行者数 | 1人 (25%) | _ | 令和4年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数 |
| 削減数 | 1人 (25%) | _ | 令和8年度段階での削減数 |

◆国の基本指針

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会『こころのバリアフリー推進部会』において、精神障害のある人の地域移行及び地域定着を推進し、地域で支え合う仕組みづくりに向けて、保健・医療・福祉関係者による課題検討等の協議を進めます。

■図表4-7 保健・医療・福祉関係者による協議等の回数

| 項目 | 目標値 |
|--|--------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年6回の開催 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 13人 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び 評価の実施回数 | 年1回の開催 |

◆国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みと協議の場へ参加する保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。また協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する

(3)地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、四日市障害保健福祉圏域での地域生活支援拠点等(1か所)を確保しつつ、その機能の充実のため、地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討し、引き続き年2回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、四日市障害保健福祉圏域での支援ニーズの把握と支援体制の整備を検討します。

◆国の基本指針

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和8年度中に1人が一般就労に移行することを目標とします。

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した 者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。ただし、現在町内 には就労移行支援事業所は存在しないため、計画期間中に就労移行支援事業所の参入があった 場合の目標とします。

■図表 4-8 福祉施設から一般就労への移行

| 項目 | | 目標値 | 実績 | 考え方 |
|-----|----------------|-----|----|----------------------------------|
| 令和3 | 令和3年度の一般就労移行者数 | | 0人 | 就労移行支援事業等を通じて令和3年度に一 般就労した人数 |
| | 就労移行支援事業 | | 0人 | 就労移行支援事業を通じて令和3年度に一般 就労した人数 |
| | 就労継続支援A型事業 | _ | 0人 | 就労継続支援A型事業を通じて令和3年度に 一般就労した人数 |
| | 就労継続支援B型事業 | | 0人 | 就労継続支援B型事業を通じて令和3年度に 一般就労した人数 |
| 令和8 | 3年度の一般就労移行者数 | 1人 | _ | 就労移行支援事業等を通じて令和8年度に一 般就労する人数 |
| | 就労移行支援事業 | 1人 | _ | 就労移行支援事業を通じて令和8年度に一般 就労する人数 |
| | 就労継続支援A型事業 | 0人 | _ | 就労継続支援A型事業を通じて令和8年度に 一般就労する人数 |
| | 就労継続支援B型事業 | 0人 | _ | 就労継続支援B型事業を通じて令和8年度に 一般就労する人数 |

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就 労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を 設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28 倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就 労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、 それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

②就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者については、令和8年度中に1人を目標とします。

■図表 4-9 就労定着支援事業の利用者数

| 項目 | 目標値 | 実績 | 考え方 |
|-------------------------|-----|----|-------------------------------|
| 令和3年度末の就労定着支援事業利用者 数 | _ | 1人 | 令和3年度末における就労定着支援事業利用 者数 |
| 令和8年度末の就労定着支援事業利用者 数 | 1人 | _ | 令和8年度末において就労定着支援事業を利 用する人数 |

◆国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業所の就労定着率

令和8年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を 全体の2割5分以上とすることを目標とします。ただし、現在、町内には就労定着支援事業所は 存在しないため、計画期間中に就労定着支援事業所の参入があった場合の目標とします。

◆国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

■ (5)障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

町内には児童発達支援センターの設置はありませんが、四日市市及び桑名市社会福祉協議会 において児童発達支援センターが設置されているため、今後も利用充実に努めます。

◆国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

②重<mark>症</mark>心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後<mark>等</mark>デイサービス事業所の確 保

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、 児童発達支援事業所が四日市障害保健福祉圏域に3か所、放課後等デイサービス事業所が四日 市障害保健福祉圏域に5か所、桑員障害保健福祉圏域に2か所確保されており、町民の利用充 実に努めていきます。

◆国の基本指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症 心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少 なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合に は、圏域での確保であっても差し支えない。 ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、e - ケアネットよっかいちを活用し、 関係機関と連携して支援体制の充実を図っていきます。

また、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターを四日市障害保健 福祉圏域にて継続して配置していきます。

◆国の基本指針

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6)相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、四日市障害保健福祉圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

◆国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の表各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

※別表第一の九 相談支援体制の充実・強化のための取組

| 基幹相談支援センターの 設置 | 基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。 |
|---|--|
| 基幹相談支援センターに よる地域の相談支援体制 の強化 | 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 |
| 協議会における個別事例 の検討を通じた地域のサ ービス基盤の開発・改善 | 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。 |

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施 する体制を構築することを目標とします。

◆国の基本指針

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、 別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事 項を実施する体制を構築することを基本とする。

※別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

| 障害福祉サービス等に係 る各種研修の活用 | 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ の市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 |
|------------------------------------|--|
| 計画的な人材養成の推進 | 都道府県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数の見込みについて定める。 |
| 障害者自立支援審査支払 等システムによる審査結 果の共有 | 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。 |

4 障害福祉サービスの量の見込みと提供体制確保の方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居 宅 介 護 (ホームヘルプ)

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者等に適切な支援方法の伝達等の支援を行います。

同行援護

視覚障害のある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等 を行います。

行 動 援 護

自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

重度障害者等包括支援

極めて重度の障害のある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■図表 4-10 訪問系サービスの見込み

(1か月あたり)

| | | 実 | 績 | 実績見込み | | 見込み | 1 13 73 03/12 7 / |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問系サービス | 人 | 6 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 |
| 合 計 | 時間 | 75 | 77 | 83 | 8 1 | 86 | 90 |
| 居宅介護 | 人 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 |
| (ホームヘルプ) | 時間 | 75 | 75 | 80 | 79 | 83 | 87 |
| 手中計明人推 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重度訪問介護 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国行授業 | 人 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 同行援護 | 時間 | 0 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| ∕二手h+平≡# | 人 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 行動援護 | 時間 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 重度障害者等 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 居宅介護については、アンケート調査等から今後の利用意向が高く示されていることや 利用実績等を踏まえ、徐々に増加すると見込んでいます。
- ・ 町内及び近隣市町のサービス事業所と連携を図り、見込み量確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生 活 介 譲

常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、 創作活動又は生産活動の機会を提供します。

自 立 訓 練 (機能訓練)

障害者支援施設又は居宅等にて一定期間、身体機能の向上に必要な訓練等を行います。

自 立 訓 練(生活訓練)

障害者支援施設又は居宅等にて一定期間、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

就労選択支援

本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力など に合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行い ます。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知 識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 (A 型) 一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会 を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いま す。【雇用型】

就労継続支援 (B 型) 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】

就労定着支援

相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。

短 期 入 所 (福祉型・医療型) 居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■図表 4-11 日中活動系サービスの見込み

(1か月あたり)

| サービス種別 | 334 /_L | 実績 | | 実績見込み | | | |
|--------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ケーレス性別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活介護 | 人 | 17 | 16 | 15 | 16 | 15 | 15 |
| 土冶기設 | 人日 | 308 | 307 | 307 | 305 | 303 | 301 |
| 自立訓練 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (機能訓練) | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| (生活訓練) | 人日 | 21 | 5 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 就労選択支援 | 人 | - | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 机力迭扒又扳 | 人日 | - | - | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 人 | 5 | 7 | 3 | 8 | 9 | 11 |
| 机力修1] 又扳 | 人日 | 53 | 4 6 | 31 | 4 9 | 51 | 5 4 |
| 就労継続支援 | 人 | 9 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| (A型) | 人日 | 126 | 115 | 104 | 105 | 95 | 87 |
| 就労継続支援 | 人 | 11 | 15 | 18 | 17 | 19 | 21 |
| (B型) | 人日 | 128 | 216 | 293 | 276 | 291 | 317 |
| 就労定着支援 | 人 | 2 | 3 | 1 | 4 | 6 | 9 |
| 療養介護 | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 短期入所 | 人 | 6 | 8 | 7 | 9 | 9 | 10 |
| (福祉型) | 人日 | 26 | 47 | 36 | 5 8 | 73 | 90 |
| 短期入所 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (医療型) | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 日中活動系サービスのうち、就労継続支援(B型)については、利用実績から増加する と見込んでいます。
- ・ 短期入所(福祉型)、については、アンケート調査等の利用意向から継続的な利用が見込まれます。
- ・ 町内及び近隣市町のサービス事業所と連携を図り、見込み量確保に努めます。

(3)居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

共同生活援助 (グループホーム)

主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常 生活上の援助を行います。

施設入所支援

夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

■図表 4-12 居住系サービスの見込み

(1か月あたり)

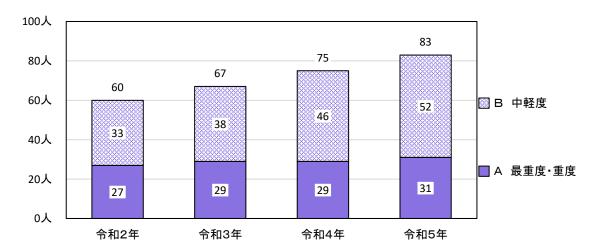
| サートッコ 1年口 山 | 光化 | 実績 | | 実績見込み | 見込み | | |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 人 | 6 | 6 | 7 | 6 | 6 | 7 |
| 施設入所支援 | 人 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ・ 障がいのある方本人が自立して生活していけるように、家族やボランティア団体と連携 した支援体制を構築していきます。
- ・ グループホームは地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後もその充実に取り組みます。
- ・ 重度障がい者(療育手帳所持者)の増加とアンケート結果から地域生活の支援が課題となっていることから、重度障がい者向けのグループホームの整備促進に繋がるよう条例 等、各種計画との整合性を確保しつつ、支援に必要な条件整備を行います。

(再掲) 療育手帳所持者数の推移



(4)相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援

障害のある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給申請の勧奨を行います。

地域移行支援

障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援

ひとり暮らしの障害のある方等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談 等を行います。

■図表 4-13 相談支援サービスの見込み

(1か月あたり)

| サービフ括則 | 出任 | 実績 | | 実績見込み | 見込み | | |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 人 | 12 | 13 | 13 | 1 4 | 15 | 16 |
| 地域移行支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

- ■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性
- 計画相談支援については、サービス実績の利用増加に伴い増加を見込みます。
- ・ 相談支援事業所や関係機関との連携を強化することで、障がいのある方の相談支援体制 の充実に取り組みます。

5 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策に応じて 実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

■地域生活支援事業の一覧

必須事業

- (1)理解促進研修·啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3)相談支援事業
- (4)成年後見制度利用支援事業、 成年後見制度法人後見支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業

町独自事業

- (1)朝日町重度心身障害者タクシー料金 助成事業
- (2) 朝日町障害者自動車燃料費用助成事業

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2)自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、 災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

(3)相談支援事業

障がいのある方、その保護者、及び支援者等からの相談に応じ、情報提供等必要な支援を行います。

■図表 4-14 相談支援事業の見込み

| 区分 | 単位 | 実績 | | 実績見込み | 見込み | | |
|-----------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区川 | 半世 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 基幹相談支援センター | 実施の 有無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 |
| 地域の自立支援協議会 | 実施の 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター 等機能強化事業 | 実施の 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

それぞれの障がいの特性に応じた相談支援事業が実施できるよう、四日市障害保健福祉圏域 の各相談支援事業所と連携します。

■ (4)成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある方、又は精神障害のある方等に対し制度の利用を支援します。成年後見制度における町民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

現在は実施していませんが、今後は本町の成年後見中核機関により制度利用の支援や地域連携のネットワーク構築を行っていきます。

■(5)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の 方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

■図表 4-15 意思疎通支援の見込み

(年間)

| | | 1 | | | | | (1111) |
|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 区公 | 単位 | 実績 | | 実績見込み | 見込み | | |
| 区分 | 半世 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話通R者派遣事業 | 利用 件数 | 23 | 15 | 2 | 1 4 | 13 | 1 2 |
| 要約筆記者派遣事業 | 利用 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 手話通訊者設置事業 | 利用件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、一般社団法人三重県聴覚障害者協会等への委託により派遣事業を行います。障がいのある人の利便性を高めるため、近隣市町との手話通訳者、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業の共同実施を検討します。

(6)日常生活用具給付等事業

重度障がい者(児)等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

■図表 4-16 日常生活用具給付等事業の見込み

(年間)

| 区分 | 単位 | 実 | 績 | 実績見込み | | 見込み | |
|-------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区 刀 | 半辺 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護・訓練支援用 具 | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 2 | 4 | 0 | 6 | 10 | 1 5 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 情報・意思疎通支 援用具 | 件 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 216 | 177 | 173 | 169 | 161 | 153 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

日常生活用具等の給付を必要とする方に対して、事業内容や給付品目の対象となる障がいの 種類について周知を図り、利用を促進します。

■ (7)手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の 方の意思疎通を仲介するために、手話通訳等の人材を育成するための研修を開催します。

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

現在は実施していませんが、今後の状況によっては柔軟に対応を検討していきます。

(8)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出、及び社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

■図表 4-17 移動支援事業の見込み

(1か月あたり)

| 区分 単位 | 出件 | 実 | 績 | 実績見込み | | 見込み | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 投 私士按声类 | 利用者数 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 移動支援事業 | 時間 | 4 | 27 | 6 | 8 | 16 | 16 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

移動支援事業については、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、利用実績等から利用が戻ると見込んでいます。

障がいのある方の外出支援として不可欠な事業であるため、サービス提供事業所の安定した 供給が確保できるよう支援します。

(9)地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

現在は実施していませんが、今後の状況によっては柔軟に対応を検討していきます。

任意事業

(1)訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない障がいのある方の身体の清潔の保持、 心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■図表 4-18 訪問入浴サービス事業の見込み

(1か月あたり)

| 区公 | 出任 | 実績 | | 実績見込み | | 見込み | 1 | |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 区分 単位 | 半世 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 訪問入浴サービス | 利用 者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

訪問入浴サービス事業を必要とする人に対して、事業内容等について周知を図り、利用を促進します。

(2)日中一時支援事業

障がいのある方の家庭の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、 障がいのある方の日中における活動の場を確保します。

■図表 4-19 日中一時支援事業の見込み

(年間)

| ΠΛ | 出凸 | 実績 | | 実績見込み | | 見込み | |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 利用者数 | 23 | 22 | 18 | 22 | 22 | 22 |
| 日中一時支援 | 利用日数 | 1,422 | 1,436 | 1,104 | 1,479 | 1,523 | 1,568 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

日中一時支援事業については、今後も継続的な利用が予想されます。

希望する日時に安心して利用できるよう、安定したサービス提供体制の確保に努め、障がい のある方やその家族を支援します。

町独自事業

(1)朝日町重度心身障害者タクシー料金助成事業

重度心身障害者がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、経済的 負担の軽減を図り、社会活動を促進します。

■図表 4-20 朝日町重度心身障害者タクシー料金助成事業

(年間)

| 区分 単位 | 出佔 | 実 | 績 | 実績見込み | | 見込み | |
|------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 半世 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 朝日町重度心身障 害者タクシー料金 助成事業 | 利用者数 | 19 | 19 | 12 | 19 | 19 | 19 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

障がいのある方の社会活動の促進としてサービスを必要とする人に対して、事業内容等について周知を図り、利用を促進します。

(2)朝日町障害者自動車燃料費用助成事業

障がいのある方が自己の所有する自動車及び介護用運転自動車の運行に伴う燃料購入費用の 一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、社会活動を促進します。

■図表 4-21 朝日町障害者自動車燃料費用助成事業

(年間)

| | | | | | - | | (T IP37 |
|---------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 区分 単位 | 34 / T | 実績実 | | 実績見込み | | 見込み | |
| | 半世 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 朝日町障害者自動 車燃料費用助成事 業 | 利用者数 | 126 | 130 | 128 | 132 | 134 | 136 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

障がいのある方の社会活動の促進としてサービスを必要とする方に対して、事業内容等について周知を図り、利用を促進します。

6 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策

(1)障害児通所支援

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援

就学前の障害児を対象として、児童発達支援センター等において日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

放 課 後 等 デイサービス 小学校から高校までの在学中の障害児を対象として、放課後や夏休み等の長期 休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等の実施や居場所づくり を行います。

 障害児施設で指導経験のある保育士等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活 に適応するための専門的な支援を行います。

居 宅 訪 問 型 児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象として、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■図表 4-22 障害児通所支援の見込み

(1か月あたり)

| サービス種別 | 24 / 1. | 実 | 績 | 実績見込み | 見込み | | |
|----------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| リーころ種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 児童発達支援 | 人 | 6 | 13 | 15 | 18 | 26 | 36 |
| · 汽里光连又扳 | 人日 | 43 | 97 | 173 | 135 | 189 | 263 |
| 放課後等デイサー | 人 | 31 | 33 | 3 9 | 3 6 | 39 | 42 |
| ビス | 人日 | 459 | 458 | 542 | 490 | 524 | 560 |
| /P 李正华 計 | 人 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 保育所等訪問支援 | 人日 | 0 | 0 | 3 | 6 | 12 | 24 |
| 居宅訪問型児童発 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 達支援 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

放課後等デイサービスについては、利用実績から今後も増加が見込まれます。

利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報提供を行います。 また、近隣市町、関係機関と連携を図り、サービス供給量の確保に努めます。

(2)障害児相談支援

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■図表 4-23 障害児相談支援の見込み

(1か月あたり)

| サービス種別単 | 出仕 | 実績 | | 実績見込み | | 見込み | | |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 十四 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 障害児相談支援 | 人 | 9 | 10 | 12 | 11 | 12 | 12 | |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

■サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報提供を行います。 また、近隣市町、関係機関と連携を図り、サービス供給量の確保に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

障がいのある方が自らの意思で障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障害に対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる共生社会を目指します。

2 関係機関等の連携

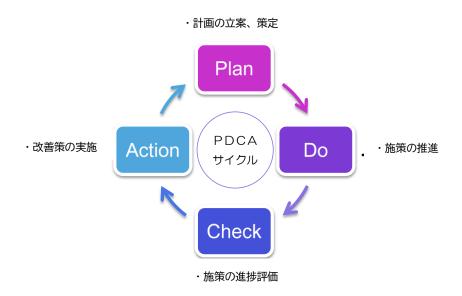
障がいのある方が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、行政、ボランティア団体、障がい者団体、サービス提供事業所などの関係機関が連携し、それぞれの 役割を果たしながら協働して障がい者福祉施策に取り組みます。

また、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会を活用し、障がいのある方を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な 事項の検討を行います。

3 計画の評価・進捗管理

本計画の取組を効率的・効果的に推進していくためには、PDCAサイクルに基づいて取り組むことが必要です。

本町においては、関係課内における計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、点検、評価し、その結果に基づいた改善策を実施します。



4 SDGs (持続可能な開発目標) への対応

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が目標とされています。

本町においても、障がいのある人が地域において安心して暮らすことができる、共生社会の 実現をめざし、「朝日町障害者計画(第5期)」「朝日町障害福祉計画(第7期)」「朝日町障害児 福祉計画(第3期)」において、基本施策とSDGsの目標を踏まえて施策を推進していきます。

SUSTAINABLE GOALS



資料編

1 令和5年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制

■ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会

会長:四日市市障害福祉課 事務局:川越町役場福祉課

三重県北勢福祉事務所 四日市市障害福祉課 四日市市保健所保健予防課 四日市市こども発達支援課 四日市市児童発達支援センターあけぼの学園 菰野町健康福祉課 菰野町子ども家庭課 川越町福祉課 川越町子ども家庭課 朝日町保険福祉課朝日町子育て健康課

四日市市障害者自立生活支援センターかがやき 相談支援事業所陽だまり 相談支援事業所ブルーム 障害者相談支援センターHANA 障害者相談支援センターソシオ 四日市障害者就業・生活支援センタープラウ

■ 運営委員会

家庭課 川越町福祉課 川越町子ども家庭課 朝日町保険福祉課 朝日町子育て支援課 四日市市障害者自立生活支援センターかがやき 相談支援事 業所陽だまり 相談支援事業所ブルーム 障害者相談支援センターHANA 障害者相談支援センターソシオ 四日市障害者就業・生活支援センタープラウ

四日市市障害福祉課 四日市市こども発達支援課 菰野町健康福祉課 菰野町子ども

■ 行政担当者会議

四日市市障害福祉課 四日市市こども発達支援課 菰野町健康福祉課 菰野町子ども家庭課川越町福祉課 川越町子ども家庭課 朝日町保険 福祉課 朝日町子育て健康課

各部会・・・・各分野において地域課題を抽出し、解決に向けた協議を行う. 必要に応じて連絡会、 ワーキンググループ等を設置

■ 委託相談支援事業所連携会議

議長:障害者相談支援センターソシオ

■ 計画相談支援部会

部会長:障害者相談支援センターHANA

■ 雇用部会

部会長:四日市障害者就業・生活支援センタープラウ

就労継続支援A型事業所連絡会

企業開拓ワーキンググループ

■ 療育部会

部会長:相談支援事業所 陽だまり

児童入所施設連絡会

放課後等デイサービス事業所連絡会

児童発達支援事業所連絡会

保育所等訪問支援事業所連絡会

*^ = ==++********

■ 生活支援部会

部会長:四日市市障害者自立生活支援センターかがやき

GH連絡会

居住系サービス事業所連絡会

通所事業所連絡会

居宅介護事業所連絡会

■ 医療的ケア児・者支援ワーキンググループ

座長:四日市市こども発達支援課

四日市市こども発達支援課 菰野町子ども家庭課 川越町子ども家庭課 朝日町子育て健康課 相談支援事業所陽だまり 相談支援事業所ブルーム 三重県医療的ケア児・者相談支援センター四日市圏域支部 計画相談支援部会長

■ こころのバリアフリー推進部会

部会長:障害者相談支援センターソシオ

行政・相談支援事業所担当者会議

■ 地域移行ワーキンググループ

座長:四日市市障害福祉課

四日市市障害福祉課計画相談支援部会長

生活支援部会長こころのバリアフリー推進部会長

■ 障害児相談支援部会

部会長:相談支援事業所ブルーム

障害児相談支援事業所連絡会

2 朝日町障害者計画(第5期)・朝日町障害福祉計画(第7期)・ 朝日町障害児福祉計画(第3期)策定の経過

| 実施日 | 内容 |
|-----------------|---|
| | 第1回朝日町障害者計画·朝日町障害福祉計画·朝日町障害児 福祉計画策定委員会 |
| 令和5年3月22日 | 【議事】 |
| | (1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について |
| | (2) アンケート調査票案について |
| 令和5年3月31日~4月28日 | アンケート調査の実施 |
| | 第2回朝日町障害者計画・朝日町障害福祉計画・朝日町障害児 |
| | 福祉計画策定委員会 |
| 令和5年11月15日 | 【議事】 |
| | (1) アンケート調査結果について |
| | (2) 計画素案について |
| 令和6年1月19日~2月19日 | パブリックコメントの実施 |
| | 第3回朝日町障害者計画・朝日町障害福祉計画・朝日町障害児 |
| | 福祉計画策定委員会 |
| 令和6年2月20日 | 【議事】 |
| | (1) 計画素案の最終確認について |
| | (2) 資料編について |

3 朝日町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

○朝日町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 14 年 6 月 14 日 告示第 20 号

(設置)

第1条 朝日町障害者福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、関係者の幅広い意見を反映 させ、障害者福祉施策を推進していくため、朝日町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 町における今後の障害者施策に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから選任し、町長が委嘱する。
 - (1) 朝日町社会福祉協議会
 - (2) 朝日町障害者福祉会
 - (3) 民生委員協議会委員
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 障害者及び家族
 - (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって決定する。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年告示第 22 号)抄

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)抄

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

4 朝日町障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

○朝日町障害者福祉計画策定委員会設置要綱第3条第2項

| | 氏名 | 所属名称 |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 星原 幸明 | 朝日町社会福祉協議会会長 ※委員長 |
| 2 | 伊藤邦明 | 朝日町障害者福祉会会長 |
| 3 | 中村司 | 朝日町民生委員・児童委員協議会会長 ※副委員長 |
| 4 | 國保 祐子 | 四日市市障害者自立生活支援センター かがやき |
| 5 | 下方 宏明 | 障害者相談支援センター ソシオ |
| 6 | 中野健司 | 相談支援事業所 ブルーム |
| 7 | 木村 佳奈 | あさひ よつばの里 ひまわり作業所 |
| 8 | 松岡 高史 | ミッキーグループ |

事務局

| 1 | 栗田 克哉 | 保険福祉課長 |
|---|-------|----------|
| 2 | 大橋 博人 | 子育て健康課長 |
| 3 | 山岸 祐子 | 子育て健康課主監 |
| 4 | 佐藤 壽晃 | 保険福祉課主査 |

5 用語解説

| あ行 | |
|-----------|---|
| 意思疎通支援 | 障がいのある人とない人との意思疎通の支援のこと。聴覚障がいのある人との手話通訳や要約筆記、盲ろう者との触手話や指点字、視覚障がいのある人との代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人、重度の身体障がいのある人とのコミュニケーションボードによる意思の伝達などが挙げられる。 |
| 医療的ケア | たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ばれている。 |
| インクルーシブ教育 | 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。また、障がいのある者が一般的な教育から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。(文部科学省・中央教育審議会より) |

| か行 | |
|--------|---|
| 共生社会 | 共生社会とは、障がいのある人とない人が具体的に接し関わりあう中で、全ての人の尊厳が守られる社会。 平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現を掲げており、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すとしている。 |
| 強度行動障害 | 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。 |
| 権利擁護 | 知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。 |
| 合理的配慮 | 障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁 を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配 慮のこと。 |

| さ行 | |
|----------|--|
| 児童福祉法 | 児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことをうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。 |
| 障害者基本法 | 障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。平成16年の法律改正により、都道府県及び市町村の障害者基本計画の策定が義務規定となった。(都道府県分は公布日施行、市町村分は平成19年4月1日施行) |
| 障害者権利条約 | 2006年12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。 |
| 障害者差別解消法 | すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。(平成28年(2016年)4月施行) |

| さ行 | |
|----------|--|
| 障害者自立支援法 | 障害者基本法の基本的理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるうようにすることを目的とする法律。(平成18年4月1日一部施行、平成18年10月1日本格施行)それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設された。 |
| 障害者総合支援法 | 平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、障がい者の範囲に新たに難病が加えられた。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、新たな障害保健福祉施策として平成25年度から施行された。 |
| 身体障害者手帳 | 身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②視覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語障がい又は咀しゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい)で障がいの程度により、1級(重度)から6級(軽度)の等級が記載される。 |

| さ行 | |
|-------------|--|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。 |
| 成年後見制度 | 民法で規定される制度で、判断能力の不十分な成年者(認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等)について、契約の締結等を代わって行う代理人等、本人を援助する者を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにする等、それらの者を保護する制度。 |

| た行 | |
|--------|--|
| 特定疾患 | 難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない45の疾患について、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。 |
| 特別支援学級 | 知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級。 |
| 特別支援学校 | 従来のもう・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象と する障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病 弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校のこ と。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的 機能を有する。 |

| な行 | |
|--------|-----------------------------------|
| 難病 | 原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれ |
| | ば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾 |
| | 病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく |
| | 人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と |
| | されている。指定難病は令和3年11月には338疾病となっている。 |
| 日常生活用具 | 重度の障がいのある人や子ども、及び難病患者の日常生活を容易にするた |
| | めの用具。視覚障がいのある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図 |
| | 書や視覚障がいのある人用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由 |
| | 者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具 ・スロープ等がある。 |

| は行 | |
|--------|--|
| 発達障がい | 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、アスペルガー症候群・高機能自閉症等、高機能広汎性発達障がいといわれ、先天的な脳機能の障がいを総称するもの。 |
| バリアフリー | 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、建物や道路の段差等の物理的 障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。 |
| 補装具 | 身体障がいのある人や子どもの失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がいのある人用の白杖・義眼・点字器、聴覚障がいのある人用の補聴器、音声・言語機能障がいの人工喉頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足等がある。 |

| や行 | |
|------------|-----------------------------------|
| ユニバーサルデザイン | バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁に対処するという考え方 |
| | であるのに対し、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わ |
| | らず、多様な人々が利用しやすいようデザインするという考え方。 |

| ら行 | |
|------|---|
| 療育 | 「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早 |
| | 期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の 向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。 |
| 療育手帳 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定され た者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができ ることを確認する証票。 |

朝日町障害者計画(第5期) 朝日町障害福祉計画(第7期) 朝日町障害児福祉計画(第3期)

令和6年3月発行朝日町保険福祉課

〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地 TEL 059-377-5659 FAX 059-377-2790